

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【事業年度】	第117期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	富士フイルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中嶋成博
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 経理グループ長 稲永滋信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 経理グループ長 稲永滋信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第113期 平成21年3月	第114期 平成22年3月	第115期 平成23年3月	第116期 平成24年3月	第117期 平成25年3月
売上高 (百万円)	2,434,344	2,181,693	2,217,084	2,195,293	2,214,696
税金等調整前当期 純利益(損失) (百万円)	9,442	41,999	117,105	89,187	119,186
当社株主帰属当期 純利益(損失) (百万円)	10,524	38,441	63,852	43,758	54,266
当社株主帰属 包括利益(損失) (百万円)	116,510	1,476	7,282	15,216	165,441
株主資本 (百万円)	1,756,313	1,746,107	1,722,526	1,721,769	1,868,870
純資産額 (百万円)	1,872,221	1,875,829	1,850,871	1,856,484	2,024,786
総資産額 (百万円)	2,896,637	2,827,428	2,708,841	2,739,665	3,059,596
1株当たり株主資本 (円)	3,594.52	3,573.66	3,576.03	3,574.32	3,878.46
1株当たり当社株主帰属 当期純利益(損失) (円)	21.10	78.67	131.30	90.84	112.65
潜在株式調整後 1株当たり当社株主帰属 当期純利益(損失) (円)	21.09	78.67	120.73	87.23	107.86
株主資本比率 (%)	60.6	61.8	63.6	62.8	61.1
株主資本当社株主帰属 当期純利益率 (%)	0.6	2.2	3.7	2.5	3.0
株価収益率 (倍)	100.7	-	19.6	21.4	16.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	209,506	314,826	199,354	135,133	199,451
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	152,781	131,204	130,760	185,875	140,934
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	102,139	42,609	146,382	24,404	128,287
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	270,094	406,177	313,070	235,104	445,394
従業員数 (名) 〔外、平均臨時雇用人員〕	76,252 〔7,199〕	74,216 〔7,287〕	78,862 〔7,838〕	81,691 〔8,682〕	80,322 〔9,002〕

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第114期から、新会計基準の適用に伴い、従来の当期純利益(損失)を当社株主帰属当期純利益(損失)に名称変更しており、過年度の連結財務諸表についても組替再表示しております。

4 潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属当期純利益(損失)については、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書260「1株当たり利益」に基づき、「希薄化後1株当たり純利益」を記載しております。

5 [] 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第113期 平成21年3月	第114期 平成22年3月	第115期 平成23年3月	第116期 平成24年3月	第117期 平成25年3月
営業収益 (百万円)	40,352	17,013	19,125	27,584	17,224
経常利益 (百万円)	35,139	12,456	15,240	21,993	12,644
当期純利益 (百万円)	36,031	7,612	15,025	22,338	11,420
資本金 (百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数 (千株)	514,626	514,626	514,626	514,626	514,626
純資産額 (百万円)	1,543,303	1,541,774	1,523,069	1,531,434	1,527,234
総資産額 (百万円)	1,748,593	1,791,942	1,732,810	1,698,195	1,851,148
1株当たり純資産額 (円)	3,155.57	3,151.37	3,156.88	3,172.77	3,161.67
1株当たり配当額 (円)	30.00	25.00	30.00	35.00	40.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(17.50)	(12.50)	(15.00)	(17.50)	(20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	72.22	15.58	30.90	46.37	23.71
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	69.22	15.57	30.07	45.23	23.37
自己資本比率 (%)	88.3	86.0	87.8	90.0	82.3
自己資本利益率 (%)	2.3	0.5	1.0	1.5	0.7
株価収益率 (倍)	29.4	206.7	83.4	41.9	77.4
配当性向 (%)	41.5	160.5	97.1	75.5	168.7
従業員数 (名)	132	141	143	144	149
[外、平均臨時雇用人員]	[3]	[3]	[4]	[6]	[5]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、出向者等を除いた就業人員を記載しております。なお、〔 〕内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

2 【沿革】

- 昭和9年1月 写真フィルム製造の国産工業化計画に基づき大日本セルロイド(株)(現 株ダイセル)の
写真フィルム部の事業一切を分離継承して富士写真フィルム(株)を設立。
- 昭和9年2月 足柄工場(現 神奈川工場)建設(写真フィルム、印画紙等の写真感光材料の製造)。
- 昭和13年6月 小田原工場(現 神奈川工場)建設(写真感光材料の硝酸銀、色素等の高度化成品部門並
びに光学硝子、写真機等の精密光学機器・材料部門充実)。
- 昭和19年3月 (株)榎本光学精機製作所を買収。(現 連結子会社 富士フイルム(株)へ統合)
- 昭和21年4月 天然色写真(株)を設立。(現 連結子会社 富士フイルムイメージングシステムズ(株))
- 昭和37年2月 英国ランクゼロックス社との合併により富士ゼロックス(株)を設立。(現 連結子会社)
- 昭和38年10月 富士宮工場建設(印画紙用バライタ及びバライタ原紙製造)。
- 昭和40年12月 Fuji Photo Film U.S.A., Inc.を米国ニューヨーク州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM North America Corporation)
- 昭和41年6月 Fuji Photo Film (Europe) GmbH をドイツに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Europe GmbH)
- 昭和48年9月 吉田南工場建設(オフセット印刷用材料(PS版)製造)。
- 昭和57年8月 Fuji Photo Film B.V.をオランダに設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.)
- 昭和63年7月 Fuji Photo Film, Inc.を米国サウスカロライナ州に設立。
(現 連結子会社 FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc.)
- 平成7年10月 FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co.,Ltd.を中国に設立。(現 連結子会社)
- 平成9年12月 Eurocolor Photofinishing GmbH & Co.KG をドイツで買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG)
- 平成13年3月 富士ゼロックス(株)の発行済株式総数の25%を追加取得。出資比率を75%として連結子
会社化。
- 平成15年4月 プロセス資材(株)の株式を追加取得し、連結子会社化するとともに富士フイルムグラ
フィックシステムズ(株)(現 連結子会社 富士フイルムグローバルグラフィックシステ
ムズ(株))に商号変更。
- 平成16年11月 米国Arch Chemicals, Inc.から同社Microelectronic Materials部門と同社所有の富
士フイルムアーチ(株)(現 連結子会社 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ(株))
の株式全数を買収。
- 平成17年2月 Sericolグループの英国持株会社Sericol Group Limitedを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited 他)
- 平成18年2月 Avecia Inkjet Limitedを買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Imaging Colorants
Limited 他)
- 平成18年7月 Dimatix, Inc.を買収。(現 連結子会社 FUJIFILM Dimatix, Inc.)
- 平成18年10月 全ての営業を富士フイルム(株)に承継する新設分割を行い、持株会社である富士フイル
ムホールディングス(株)に移行。
- 平成18年10月 (株)第一ラジオアイソトープ研究所を買収。
(現 連結子会社 富士フイルムRIファーマ(株))
- 平成20年3月 富山化学工業(株)の株式を公開買付けにより連結子会社化。
- 平成23年3月 MSD Biologics (UK) Limited及びDiosynth RTP LLCを買収。
(現 連結子会社 FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited 他)
- 平成24年3月 SonoSite, Inc.の株式を公開買付けにより取得し、完全子会社化。
(現 連結子会社 FUJIFILM SonoSite, Inc.)

3 【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」、「第3 設備の状況」においても同様であります。

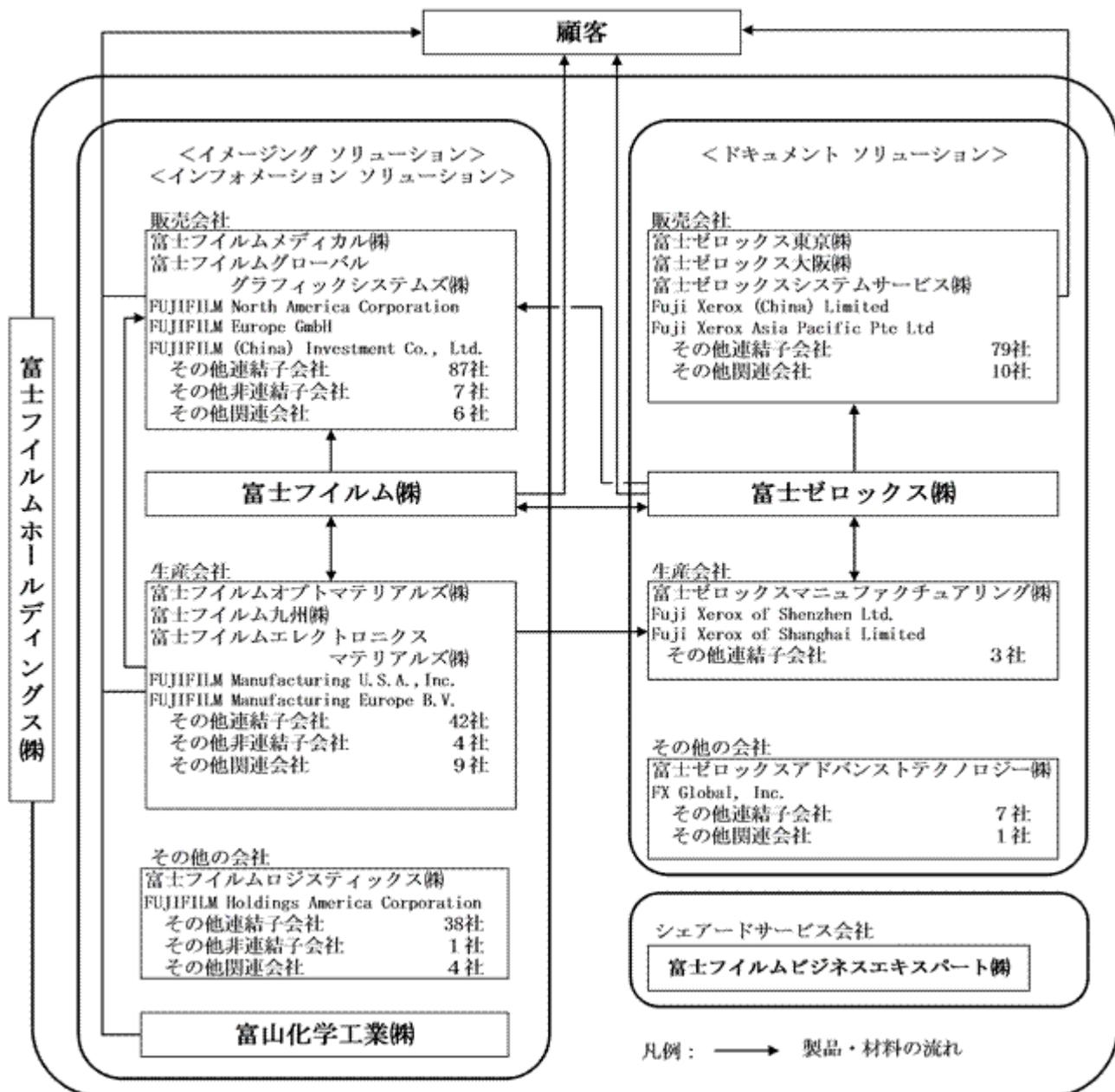
当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念の下、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、ドキュメントソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

各事業区分の主要製品並びに主要会社は次のとおりであります。またこの事業区分はセグメント情報における区分内容と同一であります。

事業区分及び主要製品	主要会社
イメージングソリューション カラーフィルム、デジタルカメラ、 フォトフィニッシング機器、 写真プリント用カラーペーパー・ 薬品・サービス等	富士フィルム(株) 富士フィルムイメージングシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM do Brasil Ltda. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Europe GmbH, FUJIFILM UK Ltd. FUJIFILM France S.A.S., FUJIFILM Australia Pty Ltd FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd.
インフォメーションソリューション メディカルシステム機材、ライフサイエ ンス製品、医薬品、グラフィックシステム機 材、フラットパネルディスプレイ材料、記録 メディア、光学デバイス、電子材料等	富士フィルム(株)、富山化学工業(株) 富士フィルムテクノプロダクツ(株) 富士フィルムエレクトロニクスマテリアルズ(株) 富士フィルムオプトマテリアルズ(株)、富士フィルムメディカル(株) 富士フィルムファインケミカルズ(株)、富士フィルム九州(株) 富士フィルムビジネスサプライ(株)、富士フィルムR Iファーマ(株) 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ(株) FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. FUJIFILM North America Corporation FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc. FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc. FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc. FUJIFILM Dimatix, Inc., FUJIFILM SonoSite, Inc. FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. FUJIFILM Recording Media GmbH FUJIFILM Europe GmbH, FUJIFILM UK Ltd. FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited FUJIFILM Imaging Colorants Limited FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd.
ドキュメントソリューション オフィス用複写機・複合機、プリンター、 プロダクションサービス関連商品、オフィ スサービス、用紙、消耗品等	富士ゼロックス(株)、富士ゼロックス東京(株) 富士ゼロックス大阪(株)、富士ゼロックスシステムサービス(株) 富士ゼロックスアドバンステクノロジー(株) 富士ゼロックスマニュファクチュアリング(株) Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd., FX Global, Inc. Fuji Xerox of Shanghai Limited Fuji Xerox Singapore Pte Ltd Fuji Xerox Australia Pty. Limited Fuji Xerox Korea Co., Ltd. Fuji Xerox (Hong Kong) Limited, Fuji Xerox (China) Limited Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. Fuji Xerox Taiwan Corporation

平成25年3月31日現在の子会社数は294社(うち連結子会社282社、持分法適用会社12社)、関連会社数は30社(全て持分法適用会社)であります。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりになります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
(連結子会社)						
富士フイルム㈱ * 1	東京都港区	40,000	写真感光材料、デジタルカメラ、産業用装置・材料等の製造及び販売	100.0	有	オフィス管理費用を一部請求しております。
富士ゼロックス㈱ * 1	東京都港区	20,000	複写機・オフィス関連機材等事務機器の製造及び販売	75.0	有	当社より資金を借り入れております。オフィス管理費用を一部請求しております。
富士化学工業㈱ * 1	東京都新宿区	10,000	医薬品等の製造及び販売	66.0	有	なし
富士フイルムビジネスエキスパート㈱	東京都港区	50	総務、人事及び購買等のシェアードサービス	100.0	無	総務関連の業務を一部委託しております。
富士フイルムオプティクス㈱	茨城県常陸大宮市	100	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムテクノプロダクツ㈱	神奈川県南足柄市	200	写真・医療診断・印刷用機器、金属・樹脂成型品の製造	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ㈱	東京都渋谷区	490	フォトレジスト等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスアドバンステクノロジー㈱	神奈川県横浜市	100	複写機・オフィス関連機材等事務機器用ハードウェア・ソフトウェアの開発	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスマニファクチュアリング㈱	神奈川県海老名市	100	事務機器・プリンター製品の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムオプトマテリアルズ㈱	静岡県榛原郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルム九州㈱	熊本県菊池郡	50	液晶ディスプレイ用材料の製造	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムファインケミカルズ㈱	神奈川県平塚市	158	写真用有機合成薬品、医薬品原薬・中間体等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルムRIファーマ㈱	東京都中央区	1,400	放射性医薬品の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムメディカル㈱	東京都港区	1,200	医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムビジネスサプライ㈱	東京都港区	60	感圧紙・感熱紙・一般紙・OA機材・産業用材料等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ㈱	東京都港区	800	印刷用材料・機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス情報システム㈱	神奈川県横浜市	100	ソフトウェアの開発及びソフトウェア製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスシステムサービス㈱	東京都千代田区	200	戸籍関連業務、各種複写サービス等の情報処理サービス	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックスインターフィールド㈱	東京都品川区	50	用紙、事務機器及び消耗品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北海道㈱	北海道札幌市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス宮城㈱	宮城県仙台市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス新潟㈱	新潟県新潟市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス千葉㈱	千葉県千葉市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス埼玉㈱	埼玉県さいたま市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス神奈川㈱	神奈川県横浜市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス東京㈱	東京都新宿区	120	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス多摩㈱	東京都立川市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス北陸㈱	石川県金沢市	30	事務機器の販売及び保守	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
富士ゼロックス静岡㈱	静岡県静岡市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス愛知㈱	愛知県名古屋市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス西日本㈱	大阪府大阪市	10	販売会社の受託業務 及び販売会社が受託 したサービス業務の 再受託	100.0 (100.0)	有	なし
富士ゼロックス京都㈱	京都府京都市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス大阪㈱	大阪府大阪市	90	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス兵庫㈱	兵庫県神戸市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス広島㈱	広島県広島市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス福岡㈱	福岡県福岡市	30	事務機器の販売及び 保守	100.0 (100.0)	無	なし
富士ゼロックス プリンティングシステムズ 販売㈱	東京都中野区	310	プリンター製品及び 関連消耗品等の販売、 修理及び保守	81.0 (81.0)	無	なし
富士フイルム イメージングシステムズ㈱	東京都品川区	100	写真感光材料、デジタ ルカメラ等の販売、及 び画像・情報サービ スの提供	100.0 (100.0)	無	なし
㈱富士フイルム ヘルスケアラボラトリー	東京都港区	50	化粧品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム ロジスティクス㈱	神奈川県横浜市	79	物流管理・包装及び 梱包	100.0 (100.0)	無	なし
富士フイルム コンピューターシステム㈱	東京都港区	50	情報システム開発・ 運用・維持・管理	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Holdings America Corporation	米国	千US\$ 1,082	米国の生産・販売子 会社の持株会社	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. * 1	米国	千US\$ 80,000	写真感光材料、オフ セット印刷用CTPプ レート等の製造及び 販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hunt Chemicals U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 0	写真感光材料・印刷 用薬品等の製造及び 販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 51	記録メディア製品の 製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 0	フォトレジスト等の 製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM North America Corporation	米国	千US\$ 22,802	写真感光材料、デジタ ルカメラ、印刷用材料 ・機器等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Dimatix, Inc.	米国	千US\$ 0	プリンター用ヘッド の研究、開発、製造及 び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Medical Systems U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 30	医療診断用製品の販 売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM SonoSite, Inc.	米国	千US\$ 141	超音波診断装置の研 究、開発、製造及び販 売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies U.S.A., Inc.	米国	千US\$ 1	バイオ医薬品の開発 ・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし
FX Global, Inc.	米国	千US\$ 76	富士ゼロックスの米 国での市場及び投資 先調査、研究開発受託 等	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Canada Inc. * 1	カナダ	千CAN\$ 86,283	写真感光材料、デジタ ルカメラ及び記録メ ディア等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM do Brasil Ltda. * 1	ブラジル	千Real 63,059	写真感光材料等の加 工及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Recording Media GmbH * 1	ドイツ	千EURO 43,460	記録メディア製品及 びデジタルカメラの 販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Europe GmbH * 1	ドイツ	千EURO 52,150	欧州地域における販 売戦略統括、及び写真 感光材料等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Imaging Germany GmbH & Co.KG	ドイツ	千EURO 3,835	写真の現像・プリン ト及び販売	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
FUJIFILM Europe B.V.	オランダ	千EURO 225	欧州地域の持株会社及び写真感光材料の販売等	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V.	* 1 オランダ	千EURO 175,000	写真感光材料、オフセット印刷用CTPプレート等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM UK LIMITED	* 1 英国	千STG 25,000	写真感光材料・デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Speciality Ink Systems Limited	* 1 英国	千STG 20,621	印刷用インク・機材の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Imaging Colorants Limited	* 1 英国	千STG 72,655	インク染料・顔料等の開発、製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Diosynth Biotechnologies UK Limited	英国	千STG 25,703	バイオ医薬品の開発・製造受託	80.0 (80.0)	有	なし
FUJIFILM Holdings France SAS	フランス	千EURO 31,663	投融資業務	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM France SAS	フランス	千EURO 9,741	写真感光材料・デジタルカメラ等の販売、写真の現像・プリント	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Medical Systems France SAS	フランス	千EURO 3,507	医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Graphic Systems France SAS	フランス	千EURO 8,429	印刷用材料・機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Belgium NV	ベルギー	千EURO 16,933	写真感光材料・印刷用薬品等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Electronic Materials (Europe) NV	ベルギー	千EURO 17,167	フォトレジスト等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Italia S.P.A.	イタリア	千EURO 2,580	写真感光材料・デジタルカメラ、医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
ZAO "FUJIFILM-RU"	ロシア	千RUB 241,585	写真感光材料、デジタルカメラ、医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM India Private Limited	インド	千INR 460,000	写真感光材料、デジタルカメラ、印刷用材料及び医療診断用製品の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD.	* 1 * 3 シンガポール	千SIN\$ 154,986	富士フイルムのアジア・太平洋地域における販売戦略統括、マーケティング及び技術サポートサービス	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hunt Chemicals Singapore Pte. Ltd.	* 3 シンガポール	千SIN\$ 9,764	写真感光材料・印刷用薬品等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Asia Pacific Pte. Ltd.	* 1 シンガポール	千SIN\$ 638,946 及び 百万円 3,102	富士ゼロックスのアジア・太平洋地域における事業統括、及び事務機器等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
Fuji Xerox Singapore Pte Ltd	シンガポール	千SIN\$ 28,800	事務機器の販売及びリース	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (Thailand) Ltd.	タイ	千BAHT 321,000	写真感光材料・デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Thailand) Co., Ltd.	タイ	千BAHT 150,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Australia Pty Ltd	オーストラリア	千A\$ 800	写真感光材料・デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox BusinessForce Pty.Limited	オーストラリア	千A\$ 0	販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Australia Pty. Limited	* 1 オーストラリア	千A\$ 52,500	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Upstream Print Solutions Holdings Pty Ltd	* 1 オーストラリア	千A\$ 179,984	販売会社の持株会社	100.0 (100.0)	無	なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の 兼任等	営業上の取引他
Fuji Xerox New Zealand Limited	ニュージーランド	千NZ\$ 31,400	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM (China) Investment Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 1,742,985	富士フイルムの中国における持株会社、及び写真感光材料、デジタルカメラ等の販売	100.0 (100.0)	有	なし
FUJIFILM Imaging Systems (Suzhou) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 742,367	写真感光材料・デジタル機器等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM PRINTING PLATE CO., LTD.	中国	千人民元 209,671	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Printing Plate (China) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 322,784	オフセット印刷用CTPプレートの製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Hong Kong Limited	中国	千HK\$ 36,000	部材・商品の購入及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics(Shenzhen) Co., Ltd.	中国	千人民元 82,208	光学デバイス等の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
FUJIFILM Opt-Electronics(Tianjin) Co., Ltd. * 1	中国	千人民元 346,361	光学デバイス等の製造及び販売	97.9 (97.9)	無	なし
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd.	中国	千US\$ 38,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (China) Limited	中国	千US\$ 39,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Leasing (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 20,000	事務機器のリース	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox (Hong Kong) Limited	中国	千HK\$ 65,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox of Shanghai Limited	中国	千US\$ 38,000	事務機器の製造及び販売	80.0 (80.0)	無	なし
Fuji Xerox Industry Development (China) Co., Ltd.	中国	千US\$ 8,000	事務機器の販売	100.0 (100.0)	無	なし
Fuji Xerox Taiwan Corporation	中国	百万NT\$ 1,267	事務機器の販売	99.8 (99.8)	無	なし
Fuji Xerox Korea Co., Ltd.	韓国	百万WON 14,000	事務機器の製造及び販売	100.0 (100.0)	無	なし
その他184社 (関連会社)						
㈱サンリツ	富山県下新川郡	1,442	偏光板等の開発、製造及び販売	36.0 (36.0)	無	なし
㈱ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング * 2	愛知県蒲郡市	7,717	再生医療材料の製造販売	45.8 (45.8)	無	なし
協和キリン富士フイルムバイオロジクス㈱	東京都千代田区	100	バイオシミラー医薬品の開発・製造・販売	50.0 (50.0)	有	なし
その他27社						

(注) 1 「親会社」「その他の関係会社」に該当する部分はありません。

2 * 1 特定子会社に該当いたします。

3 * 2 有価証券報告書を提出しております。

4 議決権に対する所有割合欄の()内数字は間接所有割合(内数)であります。

5 富士フイルム㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士フイルム㈱	552,013	12,434	14,394	1,311,648	1,455,147

- 6 富士ゼロックス㈱については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は次のとおりであります。

	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
富士ゼロックス㈱	709,772	15,721	22,390	312,633	681,959

- 7 関係内容については期末日現在の状況を記載しております。
 8 * 3 FUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD.とFUJIFILM Hunt Chemicals Singapore Pte.Ltd.は、平成25年6月1日にFUJIFILM ASIA PACIFIC PTE. LTD.を存続会社として合併しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
イメージング ソリューション	8,368 [1,182]
インフォメーション ソリューション	25,331 [2,446]
ドキュメント ソリューション	45,058 [5,204]
全社(共通)	1,565 [170]
合計	80,322 [9,002]

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
149 [5]	43.5	20.3	10,986,539

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	149 [5]
合計	149 [5]

- (注) 1 従業員は就業人員であり、臨時従業員は〔 〕内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であり、平均継続年数には各当該会社での勤続年数を通算しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の世界経済を概観すると、米国景気は緩やかな回復基調を維持しましたが、欧州では債務問題の長期化により景気低迷が続き、アジアをはじめとする新興国地域でも輸出の不振を受けて経済成長のペースは減速し、特に中国経済の成長鈍化が鮮明になりました。日本においては、低調な海外経済による輸出環境の悪化等を背景に、景気は弱含みで推移していましたが、新政権による経済対策や金融緩和等を背景にしたマインドの改善等により持ち直しの動きがみられます。

当社グループを取り巻く事業環境は、欧州の景気低迷による需要減少等を受けて、厳しいものとなりましたが、当社グループは、平成23年度に策定した中期経営計画「VISION80」（平成24年度～平成25年度）に沿って、世界市場を舞台に成長戦略を強力に推進しています。成長性が高く当社グループの技術力を存分に発揮できる重点事業分野と、新興国を中心とするグローバル展開に経営資源を集中投入し、売上、市場シェアの拡大に取り組んでいます。

当連結会計年度の連結売上高は、欧州の景気低迷による需要減少等の影響を受けたものの、新商品の投入や新興国市場の成長に対応し拡販施策を強化したこと等により、2,214,696百万円（前年度比0.9%増）となりました。フォトイメージング事業や医薬品事業等において損益が改善したこと等を受け、営業利益は114,116百万円（前年度比1.0%増）となりました。当連結会計年度後半において為替が円安に転化したことや、投資有価証券評価損が大幅に減少したこと等により、税金等調整前当期純利益は119,186百万円（前年度比33.6%増）、当社株主帰属当期純利益は54,266百万円（前年度比24.0%増）となりました。

イメージング ソリューション部門

フォトイメージング事業では撮影・上映用映画フィルムの生産を終了し、カラーフィルムの需要は継続的に減少しましたが、「フォトブック」をはじめとする付加価値プリントの拡販等によるカラーペーパーの販売や、平成24年11月に発売した「instax mini 8『チェキ』」をはじめとしたインスタントカメラの販売が好調に推移した結果、売上は前年度並みを確保しました。

電子映像事業では、平成24年11月に発売したレンズ交換式プレミアムカメラ「FUJIFILM X-E1」や、平成25年2月に発売したプレミアムコンパクトデジタルカメラ「FUJIFILM X100S」等の販売が好調に推移したものの、スマートフォンの急激な普及によるコンパクトカメラの需要の減少等の影響を受けて売上が減少しました。今後は独自技術を活かした高級機種「Xシリーズ」や交換レンズのラインアップを拡充し、伸張するレンズ交換式カメラ市場を中心に、これらの販売を強化していきます。

本部門の連結売上高は、カラーペーパーの販売が好調であったものの、コンパクトカメラの需要の減少の影響を受けて電子映像事業の売上が減少したこと等により、294,817百万円（前年度比8.6%減）となりました。

営業損失は、フォトイメージング事業におけるカラーペーパーの販売が堅調に推移したこと等により減少し、2,212百万円（前年度営業損失3,981百万円）となりました。

インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、モダリティの機器販売が堅調に推移し、内視鏡、医用画像情報システムの販売が好調だったことに加え、平成24年3月に完全子会社化した携帯型超音波診断装置メーカーである米国SonoSite, Inc.の寄与により、売上が大幅に増加しました。モダリティ分野では、低価格・小型デジタルX線画像診断装置「FCR PRIMA」シリーズの販売が海外を中心に好調に推移しました。内視鏡分野では、高画質経鼻内視鏡の販売が好調に推移し、売上が増加しました。また、平成24年9月には早期がん等の病変部の視認性向上を実現したレーザー光源搭載の画期的な新世代内視鏡システム「LASEREO」を発売しました。医療IT分野では、医用画像情報システム（PACS）を中心に診療情報分野への事業拡大を進めており、売上が大幅に増加しました。特に国内では、当社グループのPACS「SYNAPSE」は約1,850の医療施設に導入されており、トップシェアを維持しています。

医薬品事業では、富山化学工業㈱のβラクタマーゼ阻害剤配合抗生物質製剤「ゾシン」や、ニューキノロン系経口抗菌製剤「オゼックス細粒」の販売が好調だったこと、また、富士フイルムファーマ㈱が平成24年9月にバイエル薬品㈱の先発薬の販売を開始したこと等により、売上が大幅に増加しました。

ライフサイエンス事業では、平成24年9月にリニューアルした機能性化粧品「アスタリフト」シリーズの国内販売が好調に推移したこと等により、売上が増加しました。今後はこの新「アスタリフト」及び平成24年7月に発売した20～30代女性向け新スキンケアシリーズ「ルナメア」、平成25年3月に発売した新・美白スキンケアシリーズ「アスタリフトホワイト」等の新製品の拡販に努めていきます。

グラフィックシステム事業では、製版フィルムの販売が需要減の影響を受けて減少したものの、CTPプレートやデジタルプリンティング機器の販売が堅調に拡大したこと等により、売上が増加しました。今後もCTPプレートのシェア拡大とデジタルプリンティング機器の拡販に注力するとともに、新興国地域での拡販を強化していきます。

フラットパネルディスプレイ材料事業では、「VA用フィルム」や「IPS用フィルム」の販売が好調に推移したものの、「WVフィルム」はIT機器の需要低迷及びサプライチェーン内での在庫調整の影響を受けたことにより販売が減少し、事業全体としては売上が減少しました。需要が急拡大するタブレットPCやスマートフォン向けを中心にフィルムの薄膜化による製品ラインアップの拡充を図っています。また、大型液晶テレビ向けの超広幅フィルムの需要拡大に対応するため、平成25年1月及び3月に生産ラインを新たに稼働させました。

産業機材事業では、工業用X線フィルムの販売が堅調に推移したものの、感圧紙を中心とした情報記録紙の販売が需要減の影響を受けて減少したこと等により、売上が減少しました。平成24年7月には太陽電池用バックシートの出荷を、同年11月にはタッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」の出荷をそれぞれ開始しましたが、今後も成長が見込まれる環境・エネルギー分野やタッチパネル分野での売上拡大を目指します。

電子材料事業では、ArF液浸レジスト、CMPスラリー、イメージセンサー用カラーモザイク等先端製品の販売が好調に推移し、売上が増加しました。

光学デバイス事業では、携帯電話用カメラレンズの販売が増加に転じたものの、プロジェクター用レンズの販売が減少したこと等により売上が減少しました。今後はスマートフォン用薄型カメラモジュールを中心に新領域への事業拡大を推進していきます。

記録メディア事業では、業務用ビデオの販売が需要減の影響を受けて減少したこと等により、売上が減少しました。平成24年11月には磁気テープメディア「FUJIFILM LTO Ultrium 6 データカートリッジ」を発売しましたが、今後も独自技術に基づく「BaFe（バリウムフェライト）磁性体」を採用したデータストレージ用磁気テープの売上拡大を目指していきます。

本部門の連結売上高は、フラットパネルディスプレイ材料事業の売上減少等があったものの、メディカルシステム事業や医薬品事業等成長事業の売上が増加したことにより、907,713百万円（前年度比2.2%増）となりました。

営業利益は、医薬品事業の売上増加等により、74,343百万円（前年度比10.2%増）となりました。

ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業では、国内において、フルカラーデジタル複合機

「ApeosPort-IV/DocuCentre-IV」シリーズの販売が引き続き好調に推移するとともに、大型商談の成約等により、カラー機・モノクロ機ともに販売台数が増加しました。消耗品及び保守サービス売上は、市場における稼働台数の増加、1台あたりのコピー枚数の増加はあったものの、コピー1枚あたりの単価下落の影響により、減少しました。アジア・オセアニア地域においては、平成24年6月に発売したモノクロデジタル複合機「DocuCentre S2010/S1810」の販売が好調に推移し、モノクロ機の販売台数が大幅に増加するとともに、カラー機の販売台数も増加しました。米国ゼロックス社向け輸出においては、モノクロ機の出荷が大幅に伸長し、出荷台数が増加しました。

オフィスプリンター事業では、アジア・オセアニア地域において、カラー機・モノクロ機ともに販売台数が増加しました。米国ゼロックス社向け輸出においては、低速機の出荷が伸長し、出荷台数が大幅に増加しました。一方、国内においては、カラー機・モノクロ機ともに販売台数が減少しました。

プロダクションサービス事業では、国内において、平成24年4月に発売した基幹業務向けモノクロ・プロダクション・プリンター「D125 Printer/D110 Printer」シリーズの販売が好調に推移したものの、中・小型プリンターの大型受注があった前年度に比して、販売台数が減少しました。米国ゼロックス社向け輸出においては、カラー・オンデマンド・パブリッシング・システムの新商品投入効果はあったものの、欧州の景気低迷の影響を受けて出荷台数は減少しました。一方、アジア・オセアニア地域においては、「D125 Printer/D110 Printer」シリーズ、及びカラー・オンデマンド・パブリッシング・システム「Color J75 Press」の販売が好調に推移し、販売台数が増加しました。

グローバルサービス事業では、国内においては、オフィスのドキュメント出力環境を最適化するため、出力機器の管理・運用を請け負うマネージド・プリント・サービス事業が大きく伸長し、増収となりました。また、アジア・オセアニア地域においても、平成24年10月に豪州のSalmat Limitedから買収した、ドキュメントを中心とした社内業務の企画・運営などを一括して受託するビジネス・プロセス・アウトソーシング事業会社が売上増加に寄与し、大幅増収となりました。

本部門の連結売上高は、欧州の景気低迷等により米国ゼロックス社向け輸出売上が減少しましたが、豪州で買収したビジネス・プロセス・アウトソーシング事業を含めたアジア・オセアニア地域での売上増により、1,012,166百万円（前年度比2.8%増）となりました。

営業利益は、商品ミックスの変化や販売単価の下落等により売上総利益が減少し、研究開発費や販売費及び一般管理費の効率化で挽回を図ったものの、75,884百万円（前年度比7.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、投資活動により140,934百万円減少したものの、営業活動により199,451百万円、財務活動により128,287百万円増加したこと等により、前連結会計年度末より210,290百万円増加し、当連結会計年度末におきまして445,394百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動により増加した資金は199,451百万円となり、前連結会計年度と比較して64,318百万円（47.6%）増加しておりますが、これは前年度に比べ、当期純利益の増加、受取債権の減少等の増加要因があったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動に使用した資金は140,934百万円となり、前連結会計年度と比較して44,941百万円（24.2%）支出が減少しておりますが、これは前年度に比べ、主に事業買収に伴う支出が減少したためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動により得られた資金は128,287百万円となり、前連結会計年度と比較して152,691百万円（前連結会計年度は24,404百万円の支出）増加しておりますが、これは長期債務による調達を行ったためです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「1 業績等の概要」の記載に含めております。

3 【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容

当社グループを取り巻く事業環境は、長期化する欧州の景気低迷等の影響を大きく受け、厳しく不透明な状況が続いております。このような状況下で、当社グループは、再び成長軌道に乗せるという強い意志を持って、中期経営計画「VISION80」を強力に押し進めています。

「VISION80」では、成長性が高く当社グループの技術力を存分に発揮できる「ヘルスケア」「高機能材料」「ドキュメント」の3事業分野を成長の柱と位置づけ、これらの分野に経営資源を戦略的に集中投入し、売上を大幅に拡大していきます。「ヘルスケア」事業分野は、当社グループの長期的な成長の柱であり、「予防」「診断」「治療」の領域をカバーするトータル・ヘルスケア・カンパニーを目指します。この中でも、「診断」領域では、医療IT、内視鏡、超音波診断装置事業をさらに強化し、成長を実現していきます。「治療」領域では、富山化学工業㈱の主力製品の売上拡大や大幅なコストダウン等により、継続して利益を生む事業基盤を確立しつつあります。中期的には、がん領域における特長ある新薬の上市・拡販と、バイオ医薬品製造受託をはじめとするバイオ関連事業の拡大により、売上と利益の双方を大幅に増加させていきます。「高機能材料」事業分野は、フラットパネルディスプレイ材料事業において、TV用途をさらに伸ばすとともに、成長が見込まれる中小型ディスプレイ用途のフィルムの拡販を行っていくことで、収益性を引き続き確保していきます。加えて、当社グループの機能性材料の開発力を活かし、今後成長が期待される環境・エネルギー分野やタッチパネル分野等に新製品を投入することで、成長を持続させます。「ドキュメント」事業分野では、成長領域であるグローバルサービス事業の拡大やソリューションビジネスの展開を加速するとともに、中国やその他の新興国への販売強化により、さらなる成長を実現していきます。また、上記の3事業分野以外においても、当社グループの独自技術を活かした新製品の市場投入を推進するとともに、新興国を中心として現場に密着したマーケティング活動による拡販等グローバル展開を加速していきます。加えて、販売・マーケティング力の強化、製品のコスト競争力強化、R&Dのスピードアップと効率化、間接部門の価値生産性向上の4つの軸で、現場力向上にも取り組んでいます。これらの「VISION80」の経営施策を迅速果断に遂行することで、中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指します。

このほかにも、コーポレート・ガバナンスの充実や、コンプライアンス・リスクマネジメントの強化を図るとともに、社会貢献活動や環境課題への対応になお一層真摯に取り組むことで企業の社会的責任を果たし、社会全体の発展に尽力していきます。

(2) 会社の支配に関する基本方針について

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方にに基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させること等により、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、株式の大量買付の中には、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。

そこで、当社は、買収提案がなされた場合はその検討及び交渉に必要な情報と相当な時間を確保

するとともに、濫用的な買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るための合理的な枠組みが必要であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記の基本方針の実現のために、前記「(1)当面の対処すべき課題の内容」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を策定しております（以下、「本プラン」と記述します。）。

本プランの概要は、以下のとおりであります。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主意思確認総会において本プランの発動（本プランに従った新株予約権の無償割当て）を行わない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を割り当てます。かかる新株予約権には、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランは、平成25年6月27日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了し、廃止されました。

なお、当社は、第117回定時株主総会に買収防衛策更新議案の提出を予定していましたが、平成25年6月26日開催の取締役会の決議により、当該議案の同定時株主総会への提出を撤回しました。当社は、今後も引き続き、当社株式の大量取得を行おうとする者が現れた場合、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、会社法、その他関係法令等の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

)上記 の取組みについて

上記 の取組みは、中長期的な視点から当社の中長期的な成長を確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指すための具体的な経営施策として策定されており、上記 の基本方針に沿うものであり、また、株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えます。

)上記 の取組みについて

本プランは、当社株券等の買付等がなされた際に、当該買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を目的とし、上記 の基本方針に沿うものと考えます。

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。発動に際しては、独立性のある委員で構成される第三者委員会の勧告を必ず経ることとされ、さらに、第三者委員会は、第三者専門家等の助言を受けることができ、第三者委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保されています。また、本プランの更新や新株予約権の無償割当ての実施においては、株主の皆様の意思が反映されるための仕組みが講じられ、本プランの各手続きの進捗は適時に情報開示されることとなっています。このように、本プランは、客観的かつ具体的なものであり、透明性も確保された設定となっています。

以上から、本プランは当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものでもないことは明らかであると考えます。

4 【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

(1) 経済情勢・為替変動による業績への影響

当社グループは、世界のさまざまなマーケットにおいて製品及びサービスを提供しており、連結ベースでの海外売上高比率は当連結会計年度において約55%です。世界各地の経済情勢、とりわけ為替レートの変動は業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。

為替変動による業績への影響を軽減するため、米ドル、ユーロにおいて先物予約を中心としたヘッジを行っていますが、為替の変動の程度によって業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場競争状況

当社グループが関連する事業分野において、競合会社との競争激化による製品販売単価の下落、製品のライフサイクルの短縮化、代替製品の出現等が考えられます。これらは、売上高に影響を与え、また研究開発コストが増加する、営業権ほか無形固定資産の評価見直しを行う等、結果的に利益の減少に結びついていく可能性があります。今後も、新たな技術に裏付けされた製品・サービスの研究開発とこれをサポートするマーケティング活動を継続的に実施してまいります。その成否によっては業績に影響を及ぼす可能性が考えられます。

(3) 特許及びその他の知的財産権

当社グループは、さまざまな特許、ノウハウ等の知的財産権を保有し、競争上の優位性を確保していますが、将来、特許の権利存続期間の満了や代替テクノロジー等の出現に伴って、優位性の確保が困難となることが起こり得ます。

当社グループが関連する幅広い事業分野においては、多数の企業が高度かつ複雑な技術を保有しており、また、かかる技術は著しい勢いで変化しています。事業を展開する上で、他社の保有する特許やノウハウ等の知的財産権の使用が必要となるケースがありますが、このような知的財産権の使用に関する交渉が成立しないことで業績にダメージを受ける可能性もあります。また、他社の権利を侵害することがないよう常に注意を払って事業展開をしておりますが、訴訟に巻き込まれるリスクを完全に回避することは難しいのが実情です。このような場合、係争経費や敗訴した場合の賠償金等の発生により、業績に影響を及ぼす可能性も考えられます。

(4) 公的規制

当社グループが事業を展開している地域においては、事業・投資等の許認可、輸出入に関する制限や規制等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、通商、公正取引、特許、消費者保護、租税、為替管理、環境関連、薬事関連等の法規制の適用も受けています。

万一、規制を遵守できなかった場合、制裁金等が課される可能性があります。さらに、今後規制が強化されたり、大幅な変更がなされることが考えられ、その場合、当社グループの活動が制限されたり、規制遵守のため、あるいは規制内容の改廃に対応するためのコストが発生する可能性も否定できません。従って、これらの規制は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)生産活動

当社グループの生産活動において、自然災害又は人災、原材料・部品等の供給元の製造中止、その他要因による混乱等により当社グループ製品の供給が妨げられたり、重大な設備故障が発生する可能性があります。また、原材料や部品等の価格高騰により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、厳しい品質管理基準に従い各種製品を生産しておりますが、将来にわたり製品に欠陥が発生する可能性がないとは言えず、万一、リコール等の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)情報システム

当社グループは、さまざまな情報システムを使用して業務を遂行しており、適切なシステム管理体制の構築やセキュリティ対策を行っておりますが、停電、災害、不正アクセス等の要因により、情報システムの障害や個人情報の漏えい、改ざん等の事態が起こる可能性があります。これらにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7)大規模災害

当社グループは、世界各地で生産・販売等の事業活動を行っております。このため、地震、台風、洪水といった大規模な自然災害に見舞われた場合や、火災、テロ、戦争、新型インフルエンザ等の感染症の蔓延といった要因により、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8)構造改革

当社グループは、今後も、経営効率の向上に向けて、コスト削減や資産圧縮を図る等の諸施策を講じていく方針です。この進展状況によって組織や事業・業務の見直しにより一時的に多額の経費が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1)相互に技術を供与している契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富士ゼロックス㈱ (連結子会社)	Xerox Corporation (米国)	ゼログラフィ―製品及びその他の製品に関する 技術・商標等のクロスライセンス	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで

(2)外国会社への技術輸出契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	Merch Sharp & Dohme Corp (注) (米国)	ニュータイプのキノロン系抗菌製剤「T-3811」 の特許及びノウハウについての実施契約並びに バルク供給契約	平成16年6月22日から 対象特許の満了日まで
	MSD International Holdings GmbH (注) (スイス)		

(注) Schering Corporation(米国)はMerch Sharp & Dohme Corp との合併(平成24年5月)により、社名がMerch Sharp & Dohme Corp となっております。

Schering-Plough Limited(スイス)は組織変更により、社名をMSD International Holdings GmbH に変更しております。

(3)国内会社との取引契約

契約会社名	相手方の名称	契約内容	契約期間
富山化学工業㈱ (連結子会社)	アステラス製薬㈱	ニュータイプの経口用キノロン系抗菌製剤 「T-3811」の特許及びノウハウについて国内に おける実施権供与、共同開発、並びに販売権の供 与	平成18年3月31日から 対象特許の満了日まで

6 【研究開発活動】

当社グループは、写真感光材料やドキュメント等の事業で培った有機化学、無機化学、光学、解析、画像・ソフト等の幅広い基盤技術のもとで機能性材料、ファインケミカル、エレクトロニクス、メカトロニクス、生産プロセス等の技術領域で多様なコア技術を有しています。現在、さまざまな分野でビジネスを展開している当社グループでは、これらの基盤技術とコア技術を融合する商品設計技術によって、重点事業分野への研究開発を進める一方、将来を担う新規事業の創出も進めています。

加えて、富士フイルム(株)、富士ゼロックス(株)及び富山化学工業(株)等のグループシナジーを強化するとともに、他社とのアライアンス、M&A及び産官学との連携を強力に推進し、新たな成長軌道を確立してまいります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は168,151百万円（前年度比3.0%減）、売上高比7.6%となりました。

当連結会計年度の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

各セグメントに配賦していない汎用性の高い上記基盤技術の強化、新規事業創出のための基礎研究費は26,827百万円です。

(1)イメージング ソリューション部門

デジタルカメラでは、高画質と高品位な質感に徹底的にこだわった「Xシリーズ」のラインアップとして、「FUJIFILM X-Pro1」のスタイルとクオリティを継承する、レンズ交換式プレミアムカメラ「FUJIFILM X-E1」を開発し、発売しました。「FUJIFILM X-E1」は、「FUJIFILM X-Pro1」と同じ独自開発の1630万画素APS-Cサイズ「X-Trans CMOSセンサー」を搭載し、独自のカラーフィルター配列により、光学ローパスフィルターなしでモアレや偽色の発生を抑え、フルサイズセンサー搭載機に匹敵する超高画質を実現しています。また、レンズ交換式プレミアムカメラの交換レンズラインアップをそろえ、「フジノンレンズ XF18-55mmF2.8-4 R LM OIS」、「フジノンレンズ XF14mmF2.8 R」を開発し、発売しました。

さらに、「Xシリーズ」のラインアップとして、新開発のAPS-Cサイズ「X-Trans CMOS」センサー（1630万画素、ローパスフィルターレス）と、高速処理を実現した画像処理エンジン「EXRプロセッサ」、フジノン23mmF2レンズを搭載し、高画質と高速処理能力を高い次元で両立させたプレミアムコンパクトデジタルカメラ「FUJIFILM X100S」を開発し、発売しました。

本部門の研究開発費は、6,983百万円となりました。

(2)インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム事業では、DR方式の「CALNEOシリーズ」で最高画質と低線量での撮影を実現したデジタルX線画像診断装置「FUJIFILM DR CALNEO C mini Wireless SQ（以下、「CALNEO C mini ワイヤレスSQ」と記述します。）を開発し、発売しました。「CALNEO C mini ワイヤレスSQ」は、少ないX線量でもノイズを大幅に抑制できる専用チップを搭載した高感度な「Premium CsIパネル」により、粒状性が当社従来機種よりさらに向上し、小型化、軽量化することによって低線量のニーズが高い小児撮影や、頭部や四肢の細かい部位の撮影が必要になる整形外科領域等における幅広い撮影に対応しています。また、内視鏡検査に使用する光源にレーザーを用いて、がん等病変部の視認性を向上した新世代内視鏡システム「LASEREO（レザリオ）」を開発し、発売しました。「LASEREO」は、当社が写真分野・医療分野で長年培ってきたレーザー制御技術を応用して、波長の異なる白色光観察用レーザー（白色光用レーザー）と狭帯域光観察用レーザーの2種類のレーザー光を観察目的に応じて自在にコントロールし、独自の画像処理技術と組み合わせることで、早期がんの特徴的な粘膜表層の微細血管等の変化を強調した画像観察を可能としました。今回開発した新世代内視鏡システムを応用し、現在、国立がん研究センターとの共同研究で、レーザー光源を搭載した内視鏡システムによる腫瘍とその周辺部の酸素飽和度を画像化する新たな画像診断技術の確立を目指した研究を進めています。

さらに、静岡がんセンターと共同開発した、人工知能の技術を用いて肺がんを対象とした画像診断をサポートする世界初の類似症例検索システム「SYNAPSE Case Match」を開発し、発売しました。

「SYNAPSE Case Match」は、過去の症例データベースから、病変の特徴が類似した症例を瞬時に検索

し、似ている順に表示するシステムであり、医師は表示された画像やその診断結果を参考にして、CT画像の診断を行うことができます。これらに加え、独自の新方式直接変換型Flat Panel Detectorを搭載した乳がん検査用デジタルX線撮影装置「AMULET Innovality (アミュレット イノバリティ)」を開発し、発売しました。

医薬品事業では、再生医療に必要な細胞生育・増殖のための「足場」として再生医療用のリコンビナントペプチド(RCP)を用い、厚さ1mmを超える細胞集合体を作り、その細胞集合体を移植して、生体組織と結合した血管を細胞集合体に形成させることに世界で初めて成功しました。今回行った実験では、移植後すみやかに細胞集合体と生体組織との間に血管形成が認められ、移植後4週間以上にわたって移植細胞が生存していることを確認できました。これらの結果は「大きな再生医療用の組織を移植して、患者の体内で機能させること」を可能にするもので、今後、再生医療の発展に大きく貢献する画期的な研究成果であります。また、新しいドラッグデリバリー手段として注目されている皮膚に貼るだけで薬剤を体内に届けることができる「マイクロニードルアレイ」を開発しました。

「マイクロニードルアレイ」は、100～2000 μ メートルの長さの微細な突起をシート上に配した薬剤送達部材で、皮膚表面に貼ることで、突起部分から薬剤を皮膚に浸透させ、体内に届けることができます。「マイクロニードルアレイ」は、皮膚に貼っても注射のような痛みを感じることはなく、患部に薬剤を効率よく届けることもでき、薬剤投与の新しい手段と期待されています。さらに、医薬品の開発では、患者の免疫増強によってがんを治療するワクチンである抗癌剤(前立腺癌)のITK-1が臨床試験中であります。

ライフサイエンス事業では、通常型のビタミンE「トコフェロール」に比べて高い抗炎症作用を持つ活性型ビタミンE「トコトリエノール」を独自技術により世界最小クラスの60ナノメートルまで安定的にナノ化した「クリアナノビタミンE」を開発することに成功し、従来技術でナノ化した活性型ビタミンEとの比較において角質層への浸透性が8倍高いことを、ヒトの肌を用いた試験において確認しました。この新開発した「クリアナノビタミンE」とそれをサポートする複数の美容成分を配合し、新スキンケアシリーズ「Lunamer(ルナメア)」を開発し、発売しました。また、せり科のハーブ植物「センテラアジアチカ」に含まれ、高い抗炎症作用を持つ3つの成分「アジア酸」、「マデカツソ酸」、「アジアチコシド」を複合した美白有効成分「AMA」を、世界最小クラス20ナノメートルサイズまでナノ化した「ナノAMA」の開発に成功しました。新開発の「ナノAMA」は、ナノ化していない通常の「AMA」と比較して肌の奥に存在するメラノサイトに対しシミの原因となるメラニン生成を抑制する効果が約2倍に向上し、美白効果が高まることをヒトの皮膚に近い構造の皮膚モデル(メラノサイト含有3次元皮膚モデル)の実験で確認しております。そして、美白有効成分「ビタミンC誘導体」や「アルブチン」に、これらをサポートする新開発した独自の成分「ナノAMA」を配合し、スキンケアシリーズ「ASTALIFT WHITE(アスタリフトホワイト)」(医薬部外品)を開発し、発売しました。

記録メディア事業では、大容量データのバックアップやアーカイブなどに使用される磁気テープメディア「LTO Ultrium規格」の第6世代に対応した「FUJIFILM LTO Ultrium6 データカートリッジ」を開発し、発売しました。「FUJIFILM LTO Ultrium6 データカートリッジ」は、LTOでは世界で初めてデータストレージメディアの大容量化に貢献する「BaFe磁性体」を採用しております。「BaFe磁性体」は、磁性体を微粒子化しても保磁力が高く、現在主流の「メタル磁性体」と比べてより低ノイズで周波数特性に優れているという特長があります。「FUJIFILM LTO Ultrium6 データカートリッジ」では、この「BaFe磁性体」を、当社独自の「NANOCUBIC技術」によって微粒子化した上で均一に分散・塗布し、厚みムラのない平滑な磁性層を作ることによって最大6.25TBの記録容量を達成しました。

高機能材料では、スマートフォンやノートパソコン等に搭載されるタッチパネル用センサーフィルム「エクスクリア」の本格的な出荷を開始しました。「エクスクリア」は、これまで写真フィルムやフラットパネルディスプレイ材料で培った機能性材料研究や精密薄層塗布技術、画像設計技術等の銀塩写真技術を応用して、透明なPETフィルム上に微細な銀線パターンを形成し、低抵抗でありながら、高い透明性・屈曲性を実現したタッチパネル用センサーフィルムであります。また、紫外線（UV）を照射すると青色に発色する工業用検査フィルムを開発しました。工業用の水銀ランプやメタルハライドランプが発する波長域200～400ナノメートルの光を受けると発色し、光量分布を一度に面測定ができ、従来方式の点測定よりも精度が高く、色の濃さを計測すれば光量の数値化が可能となります。さらに、25μメートルのフジタックの量産を開始しました。

本部門の研究開発費は、70,955百万円となりました。

当社グループにおける新薬開発状況は以下のとおりです。（平成25年5月現在）

開発番号	薬効 - 剤形	状況
T-3811	ニュータイプのキノロン系合成抗菌剤-経口剤	海外臨床試験中
T-705	抗ウイルス剤-経口剤	国内製造販売承認申請中 海外臨床試験中
T-817MA	アルツハイマー型認知症治療剤-経口剤	国内・海外臨床試験中
T-2307	抗真菌剤-注射剤	海外臨床試験中
T-4288	マクロライド系抗菌剤-経口剤	国内 前臨床
ITK-1	抗癌剤（前立腺癌）-注射剤	国内臨床試験中
FF-10501	抗癌剤（血液癌）-経口剤	国内臨床試験中
FF-21101	抗癌剤（難治性固形癌）（Armed抗体）-注射剤	国内・海外 前臨床
FF-10502	抗癌剤（難治性固形癌）-注射剤	国内・海外 前臨床

(3)ドキュメント ソリューション部門

オフィス市場向けには、優れた環境性能と生産性・利便性を両立させたA3対応カラーLEDプリンター「DocuPrint C4000 d」を、また中小規模事業所市場向けには、コンパクトでハイパフォーマンスなA4モノクロプリンター「DocuPrint P450/P350/P250」等を開発し、販売しました。データプリントおよび印刷市場向けには、「Color C75 Press」、「Xerox iGen 150 Press」等を新発売しました。ソフトウェア関係では、規程・業務マニュアルに関わる一連の作業を支援する「Apeos PEMaster Manual Weaver 2.3」等や、モバイル環境でのドキュメントハンドリングを支援する「モバイル統合アプリケーション」を開発し、販売しました。クラウドサービス「SkyDesk」では、スマートフォンやタブレット端末を用いてファイル共有からプリントまで可能とする新しいサービスを提供し、クラウドサービス「Working Folder」では、英語対応や機能を強化しグローバルビジネスでの活用の促進を図りました。また、新たに複合機と連携した機械翻訳クラウドサービス「スキャン翻訳サービス」の提供を開始しました。

本部門の研究開発費は、63,386百万円となりました。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 資本の財源及び資金の流動性

営業活動により獲得したキャッシュは、前年度に対し643億円増加し、1,995億円の収入となりました。当連結会計年度では、前年度に比べ、受取債権の減少等の増加要因がありました。

投資活動により使用したキャッシュは、前年度に対し449億円減少し、有形固定資産の購入及び事業買収等に伴う支出により、1,409億円となりました。

財務活動により獲得したキャッシュは、長期債務による資金調達等により、1,283億円となりました。

これらの活動の結果に加えて、為替変動による影響で、現金及び現金同等物の残高は、前年度に対し2,103億円増加し、4,454億円となりました。

・連結キャッシュ・フロー指標

	前連結会計年度	当連結会計年度
株主資本比率(%)	62.8	61.1
時価ベースの株主資本比率(%)	34.1	28.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	1.5	1.8
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	39.5	45.7

(注)株主資本比率 : 株主資本 / 総資産

時価ベースの株主資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数*) / 総資産
*自己株式を除く

キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、短期・長期借入金) / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー / 利払い(支払利息)

(2) 経営成績

売上高

当連結会計年度の売上高は、前年度の2兆1,953億円に対し194億円増加し、2兆2,147億円(前年度比0.9%増)となりました。国内売上高は1兆24億円(前年度比1.0%減)、海外売上高は1兆2,123億円(前年度比2.5%増)となりました。実績為替レートは83円/米ドル(前年度比4円安)、107円/ユーロ(前年度比2円高)となりました。

イメージングソリューション部門は、コンパクトカメラの需要の減少影響等により、売上は減少しました。インフォメーションソリューション部門は、メディカルシステム事業や医薬品事業等成長事業の販売が増加したことにより、売上は増加しました。ドキュメントソリューション部門は、豪州で買収したビジネス・プロセス・アウトソーシング事業を含めたアジア・オセアニア地域での販売増等により、売上は増加しました。

営業費用及び営業利益

販売費及び一般管理費は、前年度に対し132億円減少し、5,682億円（前年度比2.3%減）となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は25.6%でした。

研究開発費は、前年度に対し52億円減少し、1,682億円（前年度比3.0%減）となりました。研究開発費の売上高に対する比率は7.6%でした。

営業利益は、前年度1,129億円の利益に対し、フォトイメージング事業や医薬品事業等において損益が改善したこと等により12億円増加し、1,141億円となりました。

イメージングソリューション部門の営業損失は、前年度の40億円に対し18億円減少し、22億円となりました。これは、フォトイメージング事業におけるカラーペーパーの販売が堅調に推移したこと等によるものです。インフォメーションソリューション部門の営業利益は、前年度の674億円に対し69億円増加し、743億円となりました。これは、医薬品事業の売上増加等によるものです。また、ドキュメントソリューション部門の営業利益は、前年度の818億円に対し59億円減少し、759億円となりました。これは、商品ミックスの変化や販売単価の下落等によるものです。

営業外損益及び税金等調整前当期純利益

営業外収益及び費用は、前年度238億円の営業外費用に対し、51億円の営業外収益となりました。投資有価証券評価損は、前年度に対し139億円減少し、55億円となり、為替差損益は、前年度56億円の差損に対し、85億円の益となりました。

税金等調整前当期純利益は、前年度の892億円に対し300億円増加し、1,192億円となりました。

法人税等

法人税等は、主に税金等調整前当期純利益が増加したことにより、前年度の300億円に対し147億円増加し、447億円となりました。

持分法による投資損益及び非支配持分帰属損益

持分法による投資損益は、前年度に対し利益が11億円減少し、33億円の損失となりました。

非支配持分帰属損益は、主として富士ゼロックス(株)及びその子会社の非支配持分に帰属する利益です。前年度に対し37億円増加し、169億円となりました。

当社株主帰属当期純利益

当社株主帰属当期純利益は、前年度の438億円に対し105億円増加し、543億円となりました。1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の90.84円に対し、112.65円となりました。また、潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、前年度の87.23円に対し、107.86円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の当社グループは、高成長製品の生産能力増強、製造設備の合理化、省力化並びに環境保全を主目的として、総額76,660百万円の設備投資を実施いたしました。

設備投資(有形固定資産受入ベースの数値)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度
イメージング ソリューション	5,754百万円
インフォメーション ソリューション	43,972
ドキュメント ソリューション	24,778
小計	74,504
全社	2,156
合計	76,660

(注) 金額には消費税等を含みません。

セグメント毎の投資内容は、次のとおりであります。

なお、設備投資資金は主として自己資金によるものであります。

また、重要な設備の除売却はありません。

(イメージング ソリューション部門)

合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(インフォメーション ソリューション部門)

医薬品、フラットパネルディスプレイ材料を中心とした生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

(ドキュメント ソリューション部門)

生産能力増強のための設備投資と合理化・省力化・環境保全のための設備投資であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルムホールディングス(株) (東京都港区)	全社管理統括	その他設備	871	122	-	-	993	149

(2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
富士フィルム(株) 本社地区 (東京都港区 他)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	販売・その他 設備	9,153	1,192	14,265 (408)	965	25,575	1,122
富士フィルム(株) 神奈川工場 足柄サイト (神奈川県足柄市)	"	写真感光材料・ フラットパネルデ ィスプレイ材料 生産設備他	42,157	42,036	3,292 (631)	1,175	88,660	1,549
富士フィルム(株) 神奈川工場 小田原サイト (神奈川県小田原市)	"	記録メディア・ フラットパネルデ ィスプレイ材料 生産設備他	14,906	7,358	399 (132)	478	23,141	721
富士フィルム(株) 富士宮工場 (静岡県富士宮市)	"	医療用フィルム 生産設備他	13,734	8,379	1,063 (453)	352	23,528	801
富士フィルム(株) 吉田南工場 (静岡県榛原郡)	インフォメーション ソリューション	印刷材料 生産設備他	5,512	3,986	2,246 (455)	58	11,802	535
富士フィルム(株) 開成地区 (神奈川県足柄上郡)	"	研究開発	9,273	4,975	1,238 (61)	1,461	16,947	1,490
富士フィルム(株) 大宮地区 (埼玉県さいたま市 他)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	光学機器 生産設備他	1,569	1,766	2,370 (275)	1,156	6,861	874
富士ゼロックス(株) (東京都港区 他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産・販売・ 研究開発設備他	63,879	29,472	29,642 (810)	5,835	128,828	8,880
富士フィルムメディカル(株) (東京都港区 他)	インフォメーション ソリューション	販売設備・賃貸 設備	3,442	1,168	7,903 (45)	-	12,513	1,079
富士ゼロックスマニファク チュアリング(株) (三重県鈴鹿市 他)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	2,829	3,279	1,326 (132)	208	7,642	1,326
富士化学工業(株) (東京都新宿区 他)	インフォメーション ソリューション	医薬品 生産設備	6,999	1,703	12,639 (233)	4,123	25,464	810

(3) 海外子会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及びその 他の有形 固定資産	土地 (面積千㎡)	建設 仮勘定	合計	
FUJIFILM Manufacturing U.S.A., Inc. (米国)	イメージング ソリューション インフォメーション ソリューション	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	5,636	2,861	348 (2,045)	451	9,296	613
FUJIFILM Manufacturing Europe B.V. (オランダ)	"	写真感光材料・ 印刷材料 生産設備他	5,106	9,646	1,598 (638)	276	16,626	689
Fuji Xerox of Shenzhen Ltd. (中国)	ドキュメント ソリューション	事務機器 生産設備	2,718	3,433	-	-	6,151	8,317
Fuji Xerox Taiwan Corporation (中国)	ドキュメント ソリューション	消耗品等 生産設備	678	3,101	703 (14)	-	4,482	920

(注) 1 帳簿価額の「機械装置及びその他の有形固定資産」は、機械装置、車両運搬具、工具器具備品及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間における当社グループの設備投資(新規・拡充)は90,000百万円を計画しており、セグメント毎の内訳及び計画概要は次のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	計画金額 (百万円)	設備計画の主な内容・目的	資金調達方法
イメージング ソリューション	10,000	製造設備合理化・省力化・ 環境保全	主として自己資金
インフォメーション ソリューション	48,000	生産能力増強、製造設備 合理化・省力化・環境保全	"
ドキュメント ソリューション	29,000	生産能力増強、製造設備 合理化・省力化・環境保全	"
小計	87,000		
全社	3,000		
合計	90,000		

(注) 金額には消費税等を含みません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各証 券取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	514,625,728	514,625,728		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第 1 ノ 1 回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	690個	630個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	69,000株	63,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フィルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

上記 に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

)新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,048個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	104,800株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

上記 に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記 に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。

）新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

）当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,706個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～ 平成29年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

d. 富士フィルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成20年8月28日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,826個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	182,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,981円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月29日～ 平成30年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記 の規定を準用します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

e. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	2,480個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	248,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年9月2日～ 平成51年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,775円 資本組入額 1,388円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,774円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成50年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年9月1日から平成51年9月1日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

f. 富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成21年7月31日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,816個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	181,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,828円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～ 平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,828円 資本組入額 1,414円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

g. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権
(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	2,743個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	274,300株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年2月1日～ 平成53年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,938円 資本組入額 1,469円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社の執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,937円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合(但し、 については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成52年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成52年1月31日から平成53年1月31日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

h. 富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成22年12月24日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,962個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	196,200株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,965円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年12月25日～ 平成32年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,965円 資本組入額 1,483円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

i. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権
(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成24年3月2日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	3,815個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	381,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年4月3日～ 平成54年4月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,885円 資本組入額 943円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,884円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の又はに定める場合(但し、については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成53年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成53年4月2日から平成54年4月2日

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）2 に準じて決定します。

j. 富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成24年3月2日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	231個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,100株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,012円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日～ 平成34年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,012円 資本組入額 1,006円 (注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

k. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成25年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	-	3,704個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	-	370,400株
新株予約権の行使時の払込金額	-	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	-	平成25年4月2日～ 平成55年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	発行価格 1,758円 資本組入額 879円 (注)1
新株予約権の行使の条件	-	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)3

(注)1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,757円については各付与対象者の金銭報酬にかかる債権の対当額をもって相殺されています。

(注)2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」と記述します。)は、上記新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」と記述します。)から7年間に限り、新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合(但し、 については、下記(注)3に定める条件に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

新株予約権者が、平成54年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成54年4月1日から平成55年4月1日まで

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日又は決議日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること
についての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注)2に準じて決定します。

1. 富士フィルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権

(平成21年6月26日定時株主総会決議並びに平成25年2月26日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	-	235個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数	-	23,500株
新株予約権の行使時の払込金額	-	1株当たり1,842円
新株予約権の行使期間	-	平成27年2月27日～ 平成35年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	-	発行価格 1,842円 資本組入額 921円 (注)1
新株予約権の行使の条件	-	新株予約権者(新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有するもの)が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)2

(注)1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注)2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」と記述します。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」と記述します。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に基づき再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合等付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、上記発行価格に組織再編成行為の条件等を勘案の上決定します。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

次に準じて決定します。

以下の各号のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定します。

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年1月1日(注)		514,625,728		40,363	4,599	63,636

(注) 株式交換に伴う自己株式の交付によるものであります。最近5事業年度に増減が無いため、直近の増減の記載をしております。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	150	73	873	557	100	82,214	83,967	-
所有株式数 (単元)	-	1,783,715	154,465	257,471	1,954,202	969	991,214	5,142,036	422,128
所有株式数 の割合(%)	-	34.69	3.00	5.01	38.00	0.02	19.28	100.00	-

(注) 1 自己株式32,766,340株は、「個人その他」に327,663単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	28,567	5.55
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	26,901	5.22
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	20,190	3.92
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	オーストラリア シドニー (東京都中央区日本橋三丁目11-1)	10,727	2.08
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1-2	10,478	2.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	9,725	1.88
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27-2	8,600	1.67
モックスレイ・アンド・カンパ ニー・エルエルシー (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	アメリカ合衆国 ニューヨーク (東京都千代田区大手町一丁目2-3)	7,607	1.47
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデック ア カウント (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	ベルギー ブリュッセル (東京都千代田区丸の内二丁目7-1)	6,977	1.35
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	アメリカ合衆国 ボストン (東京都中央区月島四丁目16-13)	6,949	1.35
計		136,724	26.56

(注) 1 平成24年4月18日付で三井住友信託銀行株式会社及び同社グループ2社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年4月13日現在の同社グループ3社が保有する当社株式は34,800千株である旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成25年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

2 平成25年2月21日付で三井住友信託銀行株式会社及び同社グループ2社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成25年2月15日現在の同社グループ3社が保有する当社株式は27,903千株である旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成25年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

2 平成25年3月22日付で野村證券株式会社及び同社グループ2社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成25年3月15日現在の同社グループ3社が保有する当社株式は9,393千株である旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成25年3月31日現在の株主名簿に従い記載しております。

4 上記のほか、当社は自己株式32,766千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.36%)を保有しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,766,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 481,437,300	4,814,373	
単元未満株式	普通株式 422,128		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728		
総株主の議決権		4,814,373	

(注) 1 単元未満株式には次の株式が含まれております。

自己株式 当社所有40株

2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(3個)が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フイルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26 30	32,766,300	-	32,766,300	6.36
計		32,766,300	-	32,766,300	6.36

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成19年7月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名及び富士フィルム株式会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成19年7月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員11名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成19年7月27日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員11名、重要な使用人2名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第2ノ2回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日定時株主総会並びに平成20年8月28日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員14名、重要な使用人2名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成21年7月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第3ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成21年7月31日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員16名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名及び富士フィルム株式会社執行役員・フェロー19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第4ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成22年12月24日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人3名及び富士フィルム株式会社執行役員・フェロー22名、重要な使用人27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成24年3月2日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー21名、重要な使用人25名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フィルムホールディングス株式会社第5ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成24年3月2日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員17名、重要な使用人4名及び富士フィルム株式会社取締役・執行役員・フェロー24名、重要な使用人26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フイルムホールディングス株式会社第6ノ1回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成25年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー15名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

富士フイルムホールディングス株式会社第6ノ2回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日定時株主総会並びに平成25年2月26日取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役・執行役員19名、重要な使用人4名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー20名、重要な使用人29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,761	6,068,373
当期間における取得自己株式	874	1,807,227

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	137,488	428,189,877	-	-
その他 (注1)	20,220	62,973,226	6,090	18,966,332
保有自己株式数	32,766,340	-	32,761,124	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数20,100株、処分価額の総額62,599,489円）及び単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数120株、処分価額373,737円）であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使（株式数株6,000株、処分価額18,686,042円）及び単元未満株式の売渡請求による売渡（株式数90株、処分価額280,290円）であります。

2 当期間における処理自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、配当について、連結業績を反映させるとともに、成長事業のさらなる拡大に向けたM&A、設備投資、研究開発投資等、将来にわたって企業価値を向上させていくために必要となる資金の水準等も考慮した上で決定いたします。また、その時々々のキャッシュ・フローを勘案し、株価推移に応じた機動的な自己株式の取得も実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。当期の配当は、中間配当として1株当たり20円、期末配当として1株当たり20円とし、通期で1株当たり40円の配当といたしました。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年10月31日 取締役会決議	9,634	20.0
平成25年6月27日 定時株主総会決議	9,637	20.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第113期	第114期	第115期	第116期	第117期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	4,320	3,250	3,345	2,594	1,960
最低(円)	1,694	2,165	2,190	1,659	1,240

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年 10月	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月
最高(円)	1,440	1,519	1,734	1,884	1,874	1,948
最低(円)	1,247	1,259	1,504	1,691	1,733	1,761

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 会長		古 森 重 隆	昭和14年 9月 5日生	昭和38年 4月 平成12年 6月 平成18年10月 平成24年 6月	当社入社 当社代表取締役社長 当社グループ最高経営責任者 (CEO) 現在に至る 当社代表取締役会長 現在に至る 富士フイルム(株)代表取締役会長 現在に至る	(注) 3	223
代表取締役 社長		中 嶋 成 博	昭和23年10月 2日生	昭和48年 4月 平成22年 6月 平成23年 6月 平成24年 6月	当社入社 当社取締役 富士フイルム(株)取締役 当社代表取締役専務執行役員 社長補佐 兼 経営企画部長 富士フイルム(株)代表取締役専務執行役員 当社代表取締役社長 グループ最高 執行責任者(COO) 現在に至る 富士フイルム(株)代表取締役社長 現在に至る	(注) 3	30
取締役		玉 井 光 一	昭和27年10月21日生	平成15年 5月 平成18年10月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成23年 6月 平成25年 6月	当社入社 当社執行役員 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム(株)常務執行役員 当社経営企画部副部長 現在に至る 富士フイルム(株)専務執行役員 現在 に至る	(注) 3	55
取締役		戸 田 雄 三	昭和21年 7月21日生	昭和48年 4月 平成20年 6月 平成21年 6月	当社入社 富士フイルム(株)取締役 現在に至る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム(株)常務執行役員 現 在に至る	(注) 3	81
取締役		禎 野 克 美	昭和28年 9月10日生	昭和54年 4月 平成19年 6月 平成24年 6月	当社入社 富士フイルム(株)執行役員 現在に至 る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る	(注) 3	32
取締役		後 藤 佳 久	昭和26年 2月 4日生	昭和49年 4月 平成21年 6月 平成24年 6月	当社入社 富士フイルム(株)執行役員 現在に至 る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る	(注) 3	10
取締役		石 川 隆 利	昭和29年 3月 9日生	昭和53年 4月 平成23年 6月 平成24年 6月	当社入社 富士フイルム(株)執行役員 現在に至 る 当社取締役 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る	(注) 3	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役		助野 健児	昭和29年10月21日生	昭和52年4月 平成24年6月 平成25年6月	当社入社 当社執行役員 経営企画部長 現在に至る 富士フイルム(株)取締役執行役員 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	22
取締役		古屋 和彦	昭和28年4月16日生	昭和52年4月 平成19年6月 平成20年4月 平成25年6月	当社入社 富士フイルム(株)執行役員 現在に至る 当社執行役員 現在に至る 当社取締役 現在に至る 当社技術経営部副部長 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る	(注)3	42
取締役		浅見 正弘	昭和31年2月12日生	昭和55年4月 平成20年6月 平成25年6月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム(株)執行役員 現在に至る 当社取締役 現在に至る 当社執行役員 技術経営部長 現在に至る 富士フイルム(株)取締役 現在に至る	(注)3	16
取締役		山本 忠人	昭和20年10月17日生	昭和43年4月 平成19年6月	富士ゼロックス(株)入社 富士ゼロックス(株)代表取締役社長 現在に至る 当社取締役 現在に至る	(注)3	51
取締役		北山 禎介	昭和21年10月26日生	平成17年6月 平成18年10月 平成23年4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役社長 (株)三井住友銀行代表取締役会長 当社取締役 現在に至る (株)三井住友銀行取締役会長 現在に至る	(注)3	-
常勤監査役		末松 浩一	昭和27年2月19日生	昭和50年4月 平成20年6月 平成22年6月 平成24年6月	当社入社 当社執行役員 富士フイルム(株)執行役員 当社人事部長 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム(株)常勤監査役 現在に至る	(注)4	29
常勤監査役		山村 一仁	昭和28年10月21日生	昭和51年4月 平成21年6月 平成22年6月 平成24年6月 平成25年6月	当社入社 当社経営企画部 経理グループ長 当社執行役員 経営企画部副部長 富士フイルム(株)執行役員 富士フイルム(株)取締役 当社常勤監査役 現在に至る 富士フイルム(株)常勤監査役 現在に至る	(注)5	12
監査役		古沢 熙一郎	昭和14年3月12日生	平成15年6月 平成18年6月 平成19年10月 平成22年6月 平成24年4月	三井トラスト・ホールディングス(株) 代表取締役会長 兼 社長 当社監査役 現在に至る 三井トラスト・ホールディングス(株) 代表取締役会長 中央三井トラスト・ホールディングス(株) 代表取締役会長 中央三井信託銀行(株)特別顧問 三井住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る	(注)6	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
監査役		小川 大 介	昭和19年4月2日生	平成11年6月 平成18年6月 平成22年6月 平成24年6月	ダイセル化学工業㈱(現 ㈱ダイセル)代表取締役社長 当社監査役 現在に至る ダイセル化学工業㈱ 代表取締役会長 ㈱ダイセル取締役会長 現在に至る	(注)7	65
監査役		小杉 丈 夫	昭和17年3月23日生	昭和43年4月 昭和49年5月 昭和49年6月 平成22年6月	大阪地方裁判所判事補 弁護士登録 現在に至る 松尾法律事務所(現 弁護士法人 松尾綜合法律事務所)入所 現在に至る 当社監査役 現在に至る	(注)7	-
計							684

(注) 1 取締役 北山禎介氏は、社外取締役であります。

2 監査役 古沢熙一郎氏、小川大介氏及び小杉丈夫氏は、社外監査役であります。

3 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

4 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

5 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6 平成23年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

7 平成22年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

8 当社では取締役会の決定した方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度をとっております。

執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
古 森 重 隆	会 長	グループ最高経営責任者(CEO)
中 嶋 成 博	社 長	グループ最高執行責任者(COO)
玉 井 光 一	執 行 役 員	経営企画部 副部長 富士フィルムウエイ推進 管掌
助 野 健 児	執 行 役 員	経営企画部長 事業戦略・経営予算・連結経営管理・連結経理財務・ 物流効率・I R・広報・監査部 管掌
古 屋 和 彦	執 行 役 員	技術経営部 副部長 知財戦略・技術情報 管掌
横 田 孝 二	執 行 役 員	経営企画部 副部長 原料資材調達 管掌
浅 見 正 弘	執 行 役 員	技術経営部長 研究開発戦略・解析基盤技術研究所・画像基盤技術研究所 管掌
吉 田 晴 彦	執 行 役 員	技術経営部 副部長 ドキュメント事業戦略 管掌
細 田 隆 太 郎	執 行 役 員	コーポレートサポート部長 ブランドマネジメント 管掌
三 島 一 弥	執 行 役 員	総務部長 兼 経営企画部 副部長 法務・CSR 管掌
山 田 透	執 行 役 員	人事部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、企業価値の向上を企業としての最大の使命と認識し、その実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実のための施策を実施し、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指しています。この基本的な考えに基づき、当社は、持株会社としてグループ全体のガバナンスを一段と強化することにより、グループの企業価値の最大化を図るとともに、グループ経営の透明性と健全性のさらなる充実に努めています。当社は、以下の体制を通じて、意思決定と業務執行の迅速性・効率性を図る一方で、業務執行を適正に監督・監査し、経営の透明性及び健全性を確保することができると考えています。

会社の機関等の内容

)取締役・取締役会

当社は、取締役会を、グループ経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付けています。取締役は12名以内とすることを定款に定めており、現在の員数は12名で、うち1名が社外取締役です。定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。また、一定の事項については、特別取締役による取締役会において機動的に意思決定を行っています。取締役の使命と責任をより明確にするため、取締役の任期については1年としています。

加えて当社は、取締役（社外取締役を除く）に対する報酬支給にあたってストックオプション制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆様と共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。

)執行役員制度

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。執行役員の員数は現在11名（うち、取締役の兼務者が6名）で、その任期は取締役と同様に1年としています。

)経営会議

経営会議では、取締役会専決事項について取締役会への付議の可否を決定し、また、取締役会で決定された基本方針、計画、戦略に沿って執行役員が業務執行を行うにあたり、重要案件に関して施策を審議しています。

)監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、現在、監査役5名（うち3名は社外監査役）によって監査役会が構成されています。常勤監査役である山村一仁氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立機関であるとの認識の下、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役の職務執行全般にわたって監査を行っています。また、原則毎月1回開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を行っています。各監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は経営会議にも常時出席し、代表取締役と定期的に意見交換を行う等、業務執行の全般にわたって監査を実施しています。さらに、監査役監査機能の充実を図るため、現在、監査役スタッフ2名（内部監査業務と兼務）を配置しています。

)内部監査

当社は業務執行部門から独立した内部監査部門として、現在9名のスタッフからなる監査部を設け、持株会社の立場から、事業会社の内部監査部門と協業又は分担して監査を行い、当社及びグループ会社の業務の適正性について評価・検証しています。また、平成20年4月に導入された「内部統制報告制度」に対応し、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制を評価し、内部統制報告書を作成しています。

さらに、薬事、品質、環境及び輸出管理分野等に関しては事業会社に専任スタッフを置き、監査を実施しています。

)会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人に会計監査を委嘱しています。新日本有限責任監査法人は、監査人として独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明しています。また、同監査法人は平成20年度から、上記の財務報告に係る内部統制の監査も実施しています。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員	荒尾 泰則	新日本有限責任監査法人
	室橋 陽二	
	池内 基明	
	三辻 雅樹	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しています。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 21名、その他 16名

)内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、内部監査、監査役監査及び独立監査人による会計監査（財務報告に係る内部統制監査を含む）の相互連携に努めています。三者は各事業年度において、監査の計画、実施、総括のそれぞれの段階で、情報・意見を交換し、必要に応じ随時協議等を行っています。内部監査部門及び独立監査人は定期的に監査の結果を監査役に報告しており、事業年度の総括は監査役会に報告しています。

)内部監査・監査役監査・会計監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査においては、内部統制部門から監査対象についての情報提供を受け、監査を実施するほか、内部統制部門も監査の対象としています。また内部監査部門が行った財務報告に係る内部統制の評価結果を独立監査人による内部統制監査に供しています。

)内部監査・監査役監査・会計監査と社外取締役及び社外監査役との相互連携

内部監査部門及び独立監査人は、監査結果を監査役会に報告しています。また監査役会は、会計監査との連携を十分に確保した監査計画を予め策定し、監査を実施しています。社外取締役は、取締役会において監査役会から監査報告を受けています。

)社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との関係

取締役会が決議した「内部統制に関する基本方針」の実施状況については、内部統制部門の報告を取り纏めて取締役会に報告しています。また、コンプライアンス推進及びリスク管理活動については、これらを推進するCSR部門が定期的に報告しています。

） 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であり、当社のコーポレートガバナンスにおいて以下のように重要な役割を適切に果たしています。

社外取締役である北山禎介氏は、(株)三井住友銀行の取締役を兼任しています。また、同氏は、(株)三越伊勢丹ホールディングスの社外監査役を兼任しています。同氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜助言を行い、また必要に応じて説明を求めることにより、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保する等、経営に対する適切な監督を行っています。同氏が取締役を務める(株)三井住友銀行と当社との間には定常的な銀行取引があります。

社外監査役である古沢熙一郎氏は、三井住友信託銀行(株)の特別顧問を兼任しています。また、同氏は、アサガミ(株)の社外取締役を兼任しています。同氏は、金融機関の経営者として得た豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。同氏が特別顧問を務める三井住友信託銀行(株)と当社との間には定常的な銀行取引があります。

社外監査役である小川大介氏は、(株)ダイセルの取締役を兼任しています。同氏は、事業会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。当社の完全子会社である富士フィルム(株)は、同社より原材料等を購入しています。

社外監査役である小杉丈夫氏は、弁護士法人 松尾綜合法律事務所の社員弁護士であり、(株)東芝の社外取締役を兼任しています。また、同氏は、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)における第三者委員会の委員であります。同氏は、法律の専門家として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、社外監査役として取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務執行に対する適切な監査を実施しています。当社と同氏又は同氏所属の法律事務所との間には、現在及び過去において顧問契約関係は存在せず、特別の利害関係はありません。

） 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する基準を参考に判断しています。当社の現在の社外取締役及び社外監査役は、いずれも当社経営に著しい影響を及ぼす、又は当社経営から著しい影響を受ける関係になく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立性を有すると判断し、当社が上場する国内証券取引所に独立役員として届け出ています。

CSR経営の推進と内部統制システムの整備の状況

当社は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供することにより、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々の生活の質のさらなる向上に寄与します。」との企業理念を掲げ、このベースとなる企業の社会的責任（CSR:Corporate Social Responsibility）を全うするため、コンプライアンスの浸透とリスク管理体制の確立に取り組んでおります。

)コンプライアンス

当社では、当社及び子会社から成る企業集団がその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして「富士フィルムグループ企業行動憲章」を制定し、この「企業行動憲章」に基づき「富士フィルムグループ行動規範」を定め、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図っております。そして、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、CSR委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図るとともに、社員行動規範やコンプライアンスに関連した相談・連絡・通報を受ける窓口を当社グループ内外に設置し、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しております。

また、稟議規程、文書管理規程、適時開示に関する規程、個人情報等の管理規程、その他必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務の遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種マニュアル・ガイドライン等を制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンス意識の向上と徹底を図っております。

)リスク管理体制

リスク管理については、当社グループ各社において適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行います。また、情報管理、安全衛生、環境、防災等に関わる各種の事業関連リスクについては、当社グループ各社において規程・ガイドラインの制定、マニュアルの作成等を行い、リスク管理にあたり、重要なリスク関連情報は、定められた手続に従い、CSR委員会事務局に報告されます。内部監査については、業務執行部門から独立した内部監査部門がその任にあたり、今後もさらなる増強を図ってまいります。

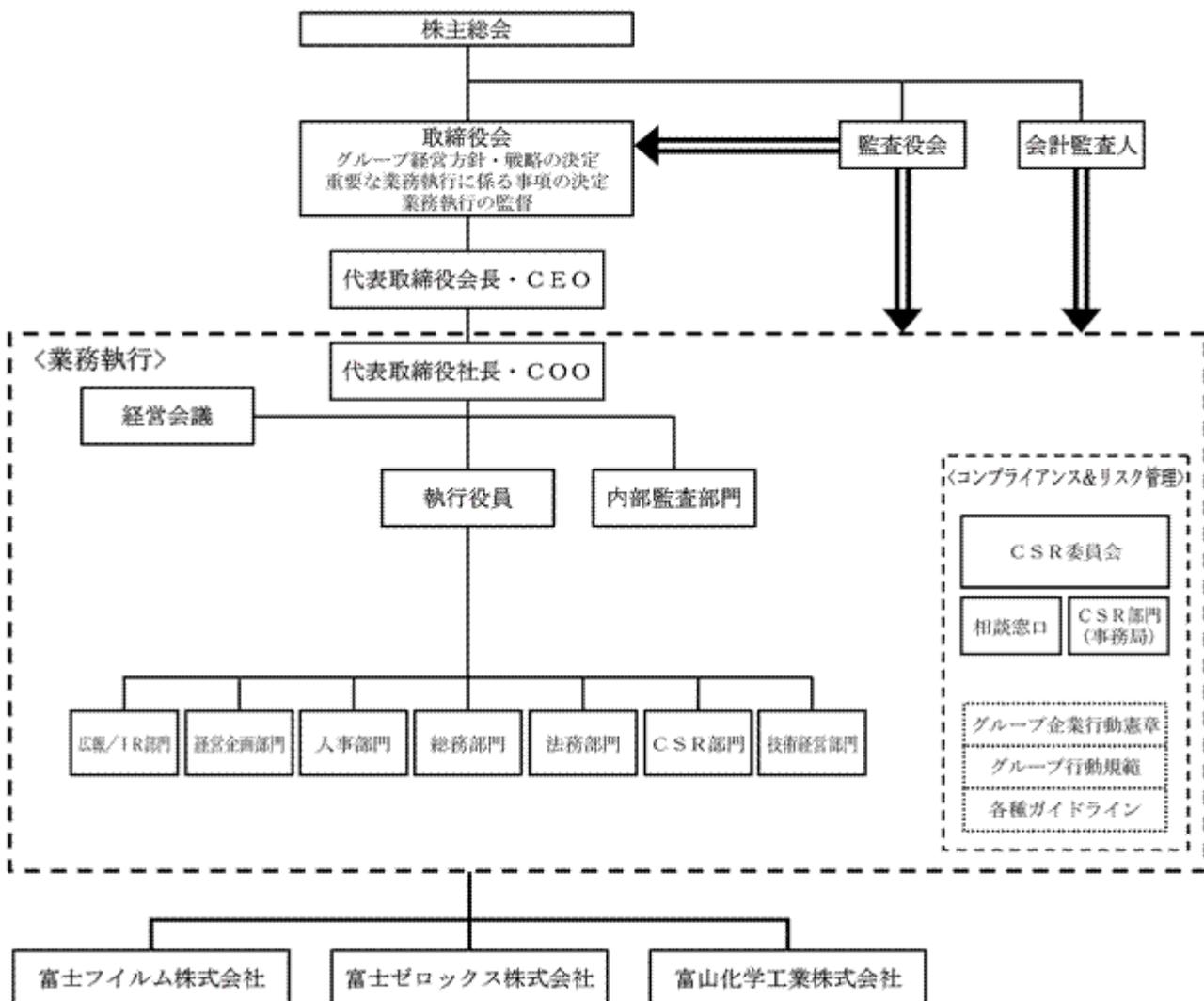
当社は、持株会社として、子会社による業務の遂行を株主の立場から監督しつつ、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行するとともに、各子会社による体制の構築と業務の遂行に対し、指導、支援、及び監督を行い、子会社からの報告体制を構築し、当社グループ全体における業務の適正性の確保を図ってまいります。

以上のコンプライアンス・リスク管理体制については、当社の各子会社においても、各社の事業活動の状況に従ってこれに準じた体制を整備しており、当社は各子会社による体制の構築と業務の遂行に対し、指導、支援、及び監督を行うとともに、子会社からの報告体制を構築し、グループ全体における業務の適正性の確保を図っております。

)環境への取り組み

当社は、創立以来「環境配慮・環境保全」を経営の基本的課題として受け止め、積極的に環境課題への取り組みを行ってきました。地球環境を考え、行動することが企業の持続的発展にとって不可欠である時代を迎え、当社では、環境方針「富士フイルムグループ グリーン・ポリシー」を定め、世界の富士フイルムグループ各社がこれに基づき、製品の企画、開発から生産、物流、使用、さらにはリサイクル又は廃棄に至る全ライフサイクルにわたって環境負荷の低減に取り組んでおります。具体的には、製品の含有化学物質管理への法規制対応（RoHS指令、REACH規則など）や温暖化ガス削減への対応等があります。環境施策にかかる意思決定は、CSR委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行っております。

当社の経営監視、業務執行の体制及び内部統制の仕組みは次のとおりであります。



役員報酬等

) 当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の数

区分	支給人員	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)
取締役(社外取締役を除く)	14名	259	68	327
監査役(社外監査役を除く)	3名	41	2	43
社外役員	4名	32	5	38
計	21名	332	76	408

- (注) 1 上記の金銭による報酬等のほか、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会決議に基づき発行した、第5ノ1回新株予約権及び第5ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、それぞれ1,554個、81個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について損益計算書に費用を計上した金額は296百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値は705百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第5ノ1回新株予約権は平成24年4月3日から平成54年4月2日まで、第5ノ2回新株予約権は平成26年3月3日から平成34年3月2日までとなっております。また、第5ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。なお、当事業年度中において、割り当てられた新株予約権の当社取締役による行使はありません。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
- 2 取締役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました取締役3名が含まれております。
- 3 監査役の報酬等支給人員には、当事業年度中に退任いたしました監査役1名が含まれております。
- 4 取締役の報酬等の額の枠は、平成19年6月28日開催の第111回定時株主総会において年額730百万円以内(うち社外取締役30百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。)と決議されております。
また、上記の報酬等の額の枠とは別枠で割り当てる新株予約権に関する取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会の決議により、次のとおり定められております。
第5ノ1回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額700百万円
第5ノ2回新株予約権に相当する内容の新株予約権に係る報酬限度額
事業年度毎に年額200百万円
- 5 監査役の報酬等の額の枠は、第111回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております。
- 6 上記のほか、使用人兼務取締役に対し、使用人職務の対価として使用人分給与40百万円(支給人員4名)、使用人分賞与13百万円(支給人員4名)を支払っております。

7 上記のほか、当事業年度において、受給資格者に対して役員退職年金を次のとおり支給しております。

退任取締役 17名 77百万円

退任監査役 4名 11百万円

)当連結会計年度における連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	基本報酬 (百万円)	賞与 (百万円)	金銭による 報酬等の合計 (百万円)
古森重隆	取締役	提出会社	107	32	139
	取締役	富士フィルム(株)	25	8	66
	取締役	富士ゼロックス(株)	11	2	
	取締役	富士化学工業(株)	15	4	
	合計				206
中嶋成博	取締役	提出会社	75	24	99
	取締役	富士フィルム(株)	18	6	35
	取締役	富士ゼロックス(株)	9	2	
	合計				134
山本忠人	取締役	提出会社	8	1	9
	取締役	富士ゼロックス(株)	98	27	125
	合計				135

(注) 上記の金銭による報酬等のほか、平成21年6月26日開催の第113回定時株主総会決議に基づき発行した、第5ノ1回新株予約権及び第5ノ2回新株予約権の当社取締役への割当個数が、古森重隆氏についてそれぞれ1,102個、60個、中嶋成博氏についてそれぞれ278個、16個、山本忠人氏についてそれぞれ45個、2個あります。当該新株予約権は、金銭による報酬等と異なり、金銭による報酬としての決済額は確定しておらず、また価値の変動リスクを有しており、それぞれ異なる前提条件に従って第三者機関の価値算定により付与日での評価額を見積り、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について連結損益計算書に費用を計上した金額は、古森重隆、中嶋成博、山本忠人の各氏についてそれぞれ210百万円、53百万円、8百万円であり、金銭による報酬等の合計にこれを加えた金額の合計値はそれぞれ417百万円、187百万円、144百万円であります。当該新株予約権の権利行使期間は、第5ノ1回新株予約権は平成24年4月3日から平成54年4月2日まで、第5ノ2回新株予約権は平成26年3月3日から平成34年3月2日までとなっております。また、第5ノ1回新株予約権の新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。なお、当事業年度中において、割り当てられた新株予約権の当社取締役による行使はありません。新株予約権の内容については、前記「1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により、それぞれその総額(上限)を決定しております。各取締役の報酬(賞与を含む)の金額は取締役会の決議により決定し、各監査役の報酬(賞与を含む)の金額は監査役の協議により決定します。取締役及び監査役の基本報酬は、常勤、非常勤の別、職務の内容に応じた額を固定報酬として支給しています。取締役の賞与については、会社の業績及び担当業務における成果に応じて決定しております。

当社は、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬支給にあたって新株予約権の付与制度を導入しています。これは、当社取締役が株価変動に関わる利害を株主の皆さまと共有し、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めていくことを目的としています。新株予約権の付与制度は、経営者の企業価値向上のためのインセンティブであり、その割当個数は、基本報酬、賞与等の金銭報酬とは異なるバランスで、各取締役の職位や責任・権限等を勘案し、業績への寄与度も考慮し、規定を設け取締役会にて決定しております。

なお、第113回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、取締役及び監査役の報酬体系を見直しました。

ディスクロージャー

当社では、業務執行の透明性の維持・向上及び適時適切な会社情報の開示が重要であると認識しており、社内外のステークホルダーに向けて、経営方針の公表、四半期業績の詳細な開示、社会・環境に対する積極的な取り組みなどCSR活動に関する情報発信等、企業活動全般にわたるタイムリーかつ公平なディスクロージャーに努めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、当該選任決議は累積投票によらないものとする旨をそれぞれ定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

定款の定めにより取締役会決議とした株主総会決議事項

) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるとしております。

) 損害賠償責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役(取締役及び監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとしております。

) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うために、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができるとしております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営のために、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。

株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である富士フイルム㈱については以下のとおりです。なお、当社は投資株式を保有していません。

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

129銘柄 84,566百万円

)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ソニー㈱	7,982,186	13,601	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ダイセル	17,271,340	9,205	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱ヤクルト本社	1,283,000	3,650	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱三井住友フィナンシャルグループ	1,133,000	3,085	金融取引関係の維持・強化
㈱横浜銀行	6,118,903	2,533	金融取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	7,413,895	1,957	金融取引関係の維持・強化
長瀬産業㈱	1,881,661	1,926	事業関係及び取引関係の維持・強化
ローム㈱	446,200	1,822	事業関係及び取引関係の維持・強化
日東電工㈱	500,000	1,667	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱オリエンタルランド	183,900	1,631	事業関係及び取引関係の維持・強化
三井不動産㈱	850,000	1,345	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,121,860	1,286	金融取引関係の維持・強化
㈱東京放送ホールディングス	1,034,273	1,276	事業関係及び取引関係の維持・強化
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス㈱	732,762	1,244	金融取引関係の維持・強化
JXホールディングス㈱	2,162,900	1,109	事業関係及び取引関係の維持・強化
野村ホールディングス㈱	2,908,641	1,064	金融取引関係の維持・強化
大日本印刷㈱	1,235,061	1,044	事業関係及び取引関係の維持・強化
信越化学工業㈱	218,000	1,042	事業関係及び取引関係の維持・強化
凸版印刷㈱	1,525,800	985	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱静岡銀行	1,114,863	949	金融取引関係の維持・強化
大日本スクリーン製造㈱	1,217,729	907	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱セブン銀行	5,000,000	895	金融取引関係の維持・強化
㈱スタジオアリス	645,000	893	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱キタムラ	1,700,000	880	事業関係及び取引関係の維持・強化
栗田工業㈱	375,300	761	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙㈱	8,500,000	697	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱伊予銀行	883,745	647	金融取引関係の維持・強化
関西ペイント㈱	756,000	631	事業関係及び取引関係の維持・強化
㈱肥後銀行	1,000,000	490	金融取引関係の維持・強化
東レ㈱	666,600	409	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	676	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
ソニー(株)	7,982,186	13,106	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)ダイセル	17,271,340	12,884	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)ヤクルト本社	1,283,000	4,881	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	1,133,000	4,277	金融取引関係の維持・強化
三井不動産(株)	1,318,000	3,478	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)横浜銀行	6,118,903	3,334	金融取引関係の維持・強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	7,413,895	3,284	金融取引関係の維持・強化
(株)オリエンタルランド	183,900	2,817	事業関係及び取引関係の維持・強化
日東電工(株)	500,000	2,785	事業関係及び取引関係の維持・強化
長瀬産業(株)	1,881,661	2,158	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,121,860	1,741	金融取引関係の維持・強化
野村ホールディングス(株)	2,908,641	1,678	金融取引関係の維持・強化
ローム(株)	446,200	1,539	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)セブン銀行	5,000,000	1,525	金融取引関係の維持・強化
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス(株)	732,762	1,513	金融取引関係の維持・強化
(株)東京放送ホールディングス	1,034,273	1,457	事業関係及び取引関係の維持・強化
信越化学工業(株)	218,000	1,362	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)キタムラ	1,700,000	1,200	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)静岡銀行	1,114,863	1,181	金融取引関係の維持・強化
JXホールディングス(株)	2,162,900	1,126	事業関係及び取引関係の維持・強化
大日本印刷(株)	1,235,061	1,094	事業関係及び取引関係の維持・強化
凸版印刷(株)	1,525,800	1,031	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)スタジオアリス	645,000	881	事業関係及び取引関係の維持・強化
関西ペイント(株)	756,000	790	事業関係及び取引関係の維持・強化
三菱製紙(株)	8,500,000	790	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)伊予銀行	883,745	785	金融取引関係の維持・強化
栗田工業(株)	375,300	773	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)肥後銀行	1,000,000	601	金融取引関係の維持・強化
大日本スクリーン製造(株)	1,217,729	528	事業関係及び取引関係の維持・強化
NOK(株)	382,700	516	事業関係及び取引関係の維持・強化
(株)岡村製作所	630,000	441	事業関係及び取引関係の維持・強化
東レ(株)	666,600	423	事業関係及び取引関係の維持・強化

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
HOYA(株)	364,000	637	議決権行使を指図する権限を有しております

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	354	5	363	1
連結子会社	223	0	223	1
計	578	5	587	3

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社(主として海外子会社)は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対する報酬として、監査証明業務に基づく報酬を前連結会計年度574百万円、当連結会計年度633百万円を支払っております。非監査業務に基づく報酬は前連結会計年度及び当連結会計年度において重要性はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度及び当連結会計年度において重要性はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査を監査法人に委嘱するにあたり、監査の方法とその内容の説明を求め、監査に要する時間とこれに基づく報酬額を協議し、監査役会の同意を得た上で、監査報酬を決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)附則(平成14年3月26日内閣府令第11号)第3項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び第117期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
流動資産					
1 現金及び現金同等物	注17		235,104		445,394
2 有価証券	注3,17		12,364		3,653
3 受取債権					
(1) 営業債権及びリース債権	注4,18	541,988		576,109	
(2) 関連会社等に対する債権	注6	32,102		33,709	
(3) 貸倒引当金	注4,18	17,607	556,483	20,943	588,875
4 棚卸資産	注5		377,952		399,929
5 繰延税金資産	注10		92,493		85,519
6 前払費用及びその他の流動資産	注16,17		47,595		37,917
流動資産合計			1,321,991		1,561,287
投資及び長期債権					
1 関連会社等に対する投資及び貸付金	注6		35,614		40,866
2 投資有価証券	注3,17		118,954		134,620
3 長期リース債権及びその他の長期債権	注4,16,18		128,493		156,165
4 貸倒引当金	注4,18		3,221		9,588
投資及び長期債権合計			279,840		322,063
有形固定資産					
1 土地			94,730		92,539
2 建物及び構築物			666,724		684,417
3 機械装置及びその他の有形固定資産			1,557,424		1,638,122
4 建設仮勘定			41,030		27,887
			2,359,908		2,442,965
5 減価償却累計額			1,805,992		1,896,833
有形固定資産合計			553,916		546,132
その他の資産					
1 営業権	注7,19		393,541		412,247
2 その他の無形固定資産	注7,19		43,900		90,239
3 繰延税金資産	注10		74,425		46,509
4 その他	注9		72,052		81,119
その他の資産合計			583,918		630,114
資産合計			2,739,665		3,059,596

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
流動負債					
1 社債及び短期借入金	注 8		178,536		40,680
2 支払債務					
(1) 営業債務		228,383		227,048	
(2) 設備関係債務		26,729		20,760	
(3) 関連会社等に対する債務	注 6	3,292	258,404	3,235	251,043
3 未払法人税等	注10		12,864		12,850
4 未払費用	注 9		178,618		175,708
5 その他の流動負債	注10, 16,17		63,945		66,083
流動負債合計			692,367		546,364
固定負債					
1 社債及び長期借入金	注 8,16		20,334		317,592
2 退職給付引当金	注 9		85,116		80,997
3 繰延税金負債	注10		35,874		36,781
4 預り保証金及びその他の固定負債	注 6, 16,17		49,490		53,076
固定負債合計			190,814		488,446
負債合計			883,181		1,034,810
契約債務及び偶発債務	注13				
純資産の部					
株主資本	注11				
1 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数		800,000,000株			
発行済株式数		514,625,728株	40,363		40,363
2 資本剰余金			74,780		75,226
3 利益剰余金			1,944,557		1,979,552
4 その他の包括利益(損失)累積額	注 9, 12,16		235,400		124,225
5 自己株式(取得原価)			102,531		102,046
前連結会計年度		32,920,287株			
当連結会計年度		32,766,340株			
株主資本合計			1,721,769		1,868,870
非支配持分			134,715		155,916
純資産合計			1,856,484		2,024,786
負債・純資産合計			2,739,665		3,059,596

【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
売上高					
1 売上高		1,860,907		1,878,018	
2 レンタル収入		334,386	2,195,293	336,678	2,214,696
売上原価					
1 売上原価		1,176,697		1,217,045	
2 レンタル原価		150,870	1,327,567	147,151	1,364,196
売上総利益			867,726		850,500
営業費用					
1 販売費及び一般管理費	注15	581,405		568,233	
2 研究開発費		173,373	754,778	168,151	736,384
営業利益			112,948		114,116
営業外収益及び費用()					
1 受取利息及び配当金		5,042		4,764	
2 支払利息		3,420		4,363	
3 為替差損益・純額	注16	5,616		8,520	
4 投資有価証券評価損	注3	19,398		5,461	
5 その他損益・純額	注16	369	23,761	1,610	5,070
税金等調整前当期純利益			89,187		119,186
法人税等	注10				
1 法人税・住民税及び事業税		22,854		26,379	
2 法人税等調整額		7,177	30,031	18,357	44,736
持分法による投資損益			2,171		3,281
当期純利益			56,985		71,169
控除：非支配持分帰属損益			13,227		16,903
当社株主帰属当期純利益			43,758		54,266
1 株当たり当社株主帰属当期純利益(円)	注14		90.84		112.65
潜在株式調整後 1 株当たり 当社株主帰属当期純利益(円)	注14		87.23		107.86
1 株当たり現金配当(円)			35.00		40.00

【連結包括利益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
当期純利益		56,985	71,169
その他の包括利益(損失) - 税効果調整後			
1 有価証券未実現損益変動額		7,659	18,009
2 為替換算調整額		16,800	102,690
3 年金負債調整額		22,632	246
4 デリバティブ未実現損益変動額		60	286
その他の包括利益(損失)合計	注12	31,833	120,167
当期包括利益		25,152	191,336
控除：非支配持分帰属当期包括損益		9,936	25,895
当社株主帰属当期包括利益		15,216	165,441

【連結資本勘定計算書】

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包 括利益 (損失) 累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	純資産 合計 (百万円)
平成23年3月 31日現在残高		40,363	73,956	1,917,659	206,858	102,594	1,722,526	128,345	1,850,871
包括利益(損失)									
1 当期純利益				43,758			43,758	13,227	56,985
2 有価証券未実現 損益変動額	注12				7,606		7,606	53	7,659
3 為替換算 調整額	注12				16,902		16,902	102	16,800
4 年金負債 調整額	注12				19,201		19,201	3,431	22,632
5 デリバティブ未 実現損益 変動額	注12, 16				45		45	15	60
包括利益							15,216	9,936	25,152
自己株式取得						7	7		7
自己株式売却			24			70	94		94
当社株主への 配当金				16,860			16,860		16,860
非支配持分への 配当金								4,620	4,620
新株予約権			650				650		650
資本取引その他			150				150	1,054	1,204
平成24年3月 31日現在残高		40,363	74,780	1,944,557	235,400	102,531	1,721,769	134,715	1,856,484
包括利益(損失)									
1 当期純利益				54,266			54,266	16,903	71,169
2 有価証券未実現 損益変動額	注12				17,190		17,190	819	18,009
3 為替換算 調整額	注12				93,225		93,225	9,465	102,690
4 年金負債 調整額	注12				1,011		1,011	1,257	246
5 デリバティブ未 実現損益 変動額	注12, 16				251		251	35	286
包括利益							165,441	25,895	191,336
自己株式取得						6	6		6
自己株式売却			153			491	338		338
当社株主への 配当金				19,271			19,271		19,271
非支配持分への 配当金								4,448	4,448
新株予約権			662				662		662
資本取引その他			63				63	246	309
平成25年3月 31日現在残高		40,363	75,226	1,979,552	124,225	102,046	1,868,870	155,916	2,024,786

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 当期純利益			56,985		71,169
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整					
(1) 減価償却費		147,775		141,548	
(2) 投資有価証券評価損		19,398		5,461	
(3) 法人税等調整額		7,177		18,357	
(4) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		7,416		4,345	
(5) 固定資産除売却損益		835		13,566	
(6) 資産及び負債の増減					
受取債権の増加()・減少		50,329		8,965	
棚卸資産の増加()・減少		24,511		11,809	
営業債務の減少		5,388		24,078	
未払法人税等及びその他負債の減少		22,263		31,862	
(7) その他		1,962	78,148	7,303	128,282
営業活動によるキャッシュ・フロー			135,133		199,451
投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 有形固定資産の購入			100,768		89,873
2 ソフトウェアの購入			21,004		20,157
3 有形固定資産の売却			5,945		21,477
4 有価証券・投資有価証券等 の売却・満期償還			38,981		16,954
5 有価証券・投資有価証券等の購入			13,558		3,606
6 関係会社投融資及び その他貸付金の増加()・減少			361		6,414
7 事業買収に伴う支出 (買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後)	注19		61,013		31,215
8 その他			34,819		28,100
投資活動によるキャッシュ・フロー			185,875		140,934
財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 長期債務による調達額			6,860		302,150
2 長期債務の返済額			19,732		123,303
3 短期債務の増加・減少()(純額)			7,297		27,994
4 親会社による配当金支払額			15,655		18,064
5 非支配持分への配当金支払額			4,620		4,448
6 自己株式の取得(純額)			6		6
7 その他			1,452		48
財務活動によるキャッシュ・フロー			24,404		128,287
為替変動による現金及び 現金同等物への影響			2,820		23,486
現金及び現金同等物純増加・純減少()			77,966		210,290
現金及び現金同等物期首残高			313,070		235,104
現金及び現金同等物期末残高			235,104		445,394

補足情報

支払額			
利息(百万円)		3,542	4,960
法人税等(百万円)		20,650	16,075

連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において、事業展開を行っております。イメージング ソリューションでは、カラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用カラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションでは、メディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、オフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は約55%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、中国、オランダ、ブラジル及びシンガポールに所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

この連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国財務会計基準審議会による会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification™;以下、「基準書」と記述します。))に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社は米国預託証券を1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場しておりましたが、平成21年7月31日をもって、上場を廃止致しました。なお、当社は今後も米国式連結財務諸表の作成、開示を継続致します。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前当期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

(イ)連結の範囲は基準書810、持分法の適用は基準書323に基づいております。

(ロ)基準書840に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価額を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。

(ハ)剰余金の配当は、当該連結会計年度に対応する事業年度に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。

(ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、基準書720-35に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は重要性がありません。

(ホ)基準書715に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、関連する退職給付制度の積立状況等について開示しております。また、同基準書に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額はそれぞれ約11,553百万円(利益)及び約10,871百万円(利益)であります。

(ヘ)デリバティブについては、基準書815を適用しております。

(ト)基準書820に基づき、資産及び負債の公正価値の測定について開示しております。また、基準書825に基づき、金融商品の公正価値について開示しております。

- (チ) 基準書810に基づき、純資産の部を株主資本と非支配持分とに識別して開示し、当期純利益は非支配持分に帰属するものを含めて表示しております。また、連結損益計算書上、富士フィルムホールディングス(株)の株主に帰属する当期純利益を「当社株主帰属当期純利益」として表示しております。
- (リ) 連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (ヌ) 基準書320に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更しておりません。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ2,330百万円(損失)及び5,119百万円(損失)であります。
- (ル) 基準書350に基づき、営業権及び存続期間に限りがないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度の影響額は、それぞれ約16,682百万円(利益)及び約21,163百万円(利益)であります。
- (ロ) 将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、基準書710に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前連結会計年度及び当連結会計年度への影響額は重要性がありません。
- (ワ) 連結貸借対照表上、取得日より3ヶ月以内に満期の到来する一部の負債証券は「現金及び現金同等物」に含めて表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

この連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、「関連会社等」と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。当期純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の当期純損益のうち、当社持分が含まれておりません。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産、有価証券及び投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として純資産の部の独立項目である「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の「現金及び現金同等物」に含めております。これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値はそれぞれ48,707百万円及び229,336百万円であります。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を純資産の部の「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないとは判断される場合は、持分証券に係る減損損失を損益に計上し、負債証券に係る減損損失のうち負債証券の信用リスクから生じる価格の下落部分については損益に計上し、それ以外の要因に基づく部分については「その他の包括利益(損失)累積額」に含めて表示しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断に関し、持分証券については、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の意図と能力を考慮し、負債証券については投資の将来における売却意図又は必要性及び帳簿価額の回収可能性を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は連結損益計算書の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった場合は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、又は過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定率法で、また一部の海外子会社では定額法で計算しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね2年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前連結会計年度末においては、それぞれ89,743百万円及び65,661百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ94,418百万円及び68,922百万円であります。

(9) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

基準書350の適用により、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年1月1日時点で当該資産の減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、特に客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、存続期間に限りのない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり定額法により償却しております。

(10) ソフトウェア

当社は、基準書350-40に基づき、内部利用目的のソフトウェアについては、開発または取得に関連して発生した一定の原価を資産計上しております。これらの原価は主に第三者に対する支払及びソフトウェア開発に係る従業員に対する給与であります。内部利用目的のソフトウェア開発について、アプリケーション開発段階以降発生した原価を資産計上しております。また、当社は、基準書985に基づき、開発又は取得した販売用ソフトウェアについて、技術的実現可能性が確立した後で発生した原価を資産計上しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフトウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ136,243百万円及び81,535百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ140,411百万円及び80,944百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前連結会計年度末においては、それぞれ38,346百万円及び28,537百万円であり、当連結会計年度末においては、それぞれ38,120百万円及び27,870百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、「その他の資産」の「その他」に計上されております。

(11) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産を除く、保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、当該資産の回収可能性がないと判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく割引現在価値法、ロイヤルティ免除法又は超過収益法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(12) 収益認識基準

当社は、収益が実現し、又は実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は、契約書等の説得力のある証拠が存在していること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、又は確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。一般的に、これらの条件は、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転した時点で満たされます。

当社は、コンシューマー製品及び医療・印刷等の業務用製品については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。医療・印刷機器及びオフィス事務機器等、顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスについては、主として顧客に販売した機器のメンテナンスから生じており、サービスが提供された時点で収益を認識しております。販売型リースは、主として複写機及びオフィスプリンターから生じており、当社は、リースの開始時点で収益を認識しております。販売型リースにかかる受取利息相当額については、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分し、「売上高」に含めております。オペレーティング・リースからのレンタル収入はそれぞれのリース期間にわたって認識しております。

当社は、製品、機器及びサービスが組み合わされた取引については、基準書605-25に規定されている別個の会計単位の要件を満たす場合、収益を各々の販売価格の比率により按分しております。当該要件を満たさない場合には、未提供の部分が提供されるまで収益を繰り延べております。

当社は、基準書605-50に基づき、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を売上高から控除しております。これらは顧客からの請求又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

(13) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より1年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(14) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は販売費及び一般管理費に含まれております。前連結会計年度及び当連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ58,177百万円及び53,307百万円であります。

(15) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、販売費及び一般管理費に含まれております。前連結会計年度及び当連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ23,697百万円及び22,031百万円であります。

(16) 法人税等

法人税等は基準書740に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

当社は、同基準書に基づき、税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。

(17) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(18) デリバティブ

当社は、外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等のすべてのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額でその他の包括利益(損失)累積額に計上しております。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期の損益として計上しております。

(19) 1株当たり当社株主帰属当期純利益

1株当たり当社株主帰属当期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後1株当たり当社株主帰属当期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

(20) 株式を基礎とした報酬

当社は、基準書718に基づき、株式を基礎とした報酬費用を当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定し、認識しております。

(21) 後発事象

基準書855に基づき当連結会計年度末後の後発事象は、連結財務諸表が提出可能となった日である平成25年6月27日までの期間において評価しております。

(22) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当連結会計年度の表示にあわせて組替再表示しております。

(23) 新会計基準

平成23年6月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2011-05「包括利益の表示」を発行しました。会計基準アップデート2011-05は、基準書220を改訂し、純損益の各内訳項目及びその他の包括利益の各内訳項目を1計算書方式または2計算書方式のいずれかで表示することを要求し、その他の包括利益を連結資本勘定計算書内で表示する選択肢を削除しております。平成23年12月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2011-12「会計基準アップデート2011-05におけるその他の包括利益累積額の各内訳項目の再分類の表示に対する改訂の適用日の延期」を発行しました。会計基準アップデート2011-12は、会計基準アップデート2011-05で要求されているその他の包括利益累積額から当期純利益へ再分類修正した項目を財務諸表へ表示する規定の適用時期を延期しております。会計基準アップデート2011-05及び会計基準アップデート2011-12による基準書220の改訂は、平成23年12月15日より後に始まる連結会計年度（期中会計期間を含む）から遡及的に適用され、当社においては、平成24年4月1日より始まる第1四半期連結会計期間から適用し、2計算書方式で表示しております。会計基準アップデート2011-05及び会計基準アップデート2011-12による基準書220の修正が当社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、前連結会計年度末及び当連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、売却可能有価証券に分類される取得日より3ヶ月以内に満期となる一部の負債証券は、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれており、これらの前連結会計年度末及び当連結会計年度末における未実現利益額及び未実現損失額に重要性はありません。

	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券								
国債	5,004	10	-	5,014	-	-	-	-
社債	6,203	193	11	6,385	3,634	16	-	3,650
合計	11,207	203	11	11,399	3,634	16	-	3,650
	前連結会計年度末				当連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券								
国債及び外国政府債	1,772	137	-	1,909	251	26	-	277
社債	9,828	184	27	9,985	5,903	196	-	6,099
株式	49,857	22,956	1,877	70,936	45,758	44,723	856	89,625
投資信託	24,359	171	669	23,861	24,323	2,585	973	25,935
合計	85,816	23,448	2,573	106,691	76,235	47,530	1,829	121,936

前連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は1,768百万円、売却利益額及び売却損失額に重要性はありません。当連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は2,204百万円、売却利益額及び売却損失額に重要性はありません。

当連結会計年度末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	3,634	3,650
1年超5年以内	6,154	6,376
合計	9,788	10,026

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における売却可能有価証券のうち、未実現損失の状態が継続しているものの見積公正価値及び未実現損失は次のとおりであります。

	前連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
社債	5,975	25	2,487	13	8,462	38
株式	1,375	285	4,300	1,592	5,675	1,877
投資信託	-	-	8,333	669	8,333	669
合計	7,350	310	15,120	2,274	22,470	2,584

	当連結会計年度末					
	12ヶ月未満		12ヶ月以上		合計	
	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)	見積公正価値 (百万円)	未実現損失 (百万円)
株式	2,136	335	1,781	521	3,917	856
投資信託	-	-	8,026	973	8,026	973
合計	2,136	335	9,807	1,494	11,943	1,829

平成25年3月31日現在、公正価値が原価に対して下落している売却可能有価証券のうち、主なものは日本国内の市場性のある株式及び投資信託であり、その銘柄数は約40であります。未実現損失が発生している主要な銘柄について、投資先の財政状態や将来見込みに基づき、下落率及び下落期間を勘案した結果、当連結会計年度は、株式及び投資信託の公正価値の下落が一時的ではないと判断するには尚早であること、また当社及び連結子会社は当該株式及び投資信託を近い将来売却する予定はなく、公正価値が将来回復するのに十分な合理的期間にわたり株式及び投資信託の保有を継続する意図と能力を有していることから、当社はこれらの未実現損失を含む投資につき、一時的でない価値の下落にあたらぬものと判断しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において原価法により評価された市場性のない有価証券の取得原価は、それぞれ13,228百万円及び12,687百万円であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、上記投資額のうち減損の評価を行っていない有価証券の取得原価は、それぞれ6,060百万円及び6,509百万円であります。減損の評価を行わなかったのは、投資の公正価値を見積ることが実務上困難なこと及び投資の公正価値に著しく不利な影響を及ぼす事象や状況の変化が見られなかったためであります。

4 リース債権

リース債権は、主に当社の事務用機器の販売型リースに関わるものであります。リース債権のうち1年以内に期限が到来するもの及び1年超のものは、それぞれ受取債権の「営業債権及びリース債権」及び「長期リース債権及びその他の長期債権」に含まれております。これらのリース債権は通常1年から7年の期限となっております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末のリース債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
リース債権総額	172,511	213,239
未実現利益	24,096	28,110
貸倒引当金	3,268	3,893
リース債権純額	145,147	181,236

当連結会計年度末における販売型リースにおいて将来受け取るであろう最低リース料支払額は次のとおりであります。

	(百万円)
平成25年度	78,572
平成26年度	54,804
平成27年度	41,334
平成28年度	25,403
平成29年度	11,389
平成30年度以降	1,737
最低リース料支払総額	213,239

5 棚卸資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	218,527	238,001
半製品・仕掛品	69,957	67,273
原材料・貯蔵品	89,468	94,655
合計	377,952	399,929

6 関連会社等に対する投資

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ31,838百万円及び36,296百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション及びドキュメント ソリューション事業の業務を行っております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資のうち、市場性のある投資の当社持分はそれぞれ3,683百万円及び3,206百万円であり、相場価格はそれぞれ5,490百万円及び31,417百万円であります。

当社の持分法適用の関連会社等の要約財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
流動資産	147,898	157,345
固定資産	58,806	56,087
資産合計	206,704	213,432
流動負債	98,930	95,759
固定負債	37,080	53,142
資本合計	70,694	64,531
負債及び資本合計	206,704	213,432
	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上高	243,835	265,503
当期純利益(損失)	7,704	6,389

前連結会計年度及び当連結会計年度の当社と関連会社等との取引高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
売上	83,526	88,583
仕入	11,466	9,371
受取配当金	5,245	1,064

7 営業権及びその他の無形固定資産

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティングセグメント毎の営業権の増減は次のとおりであります。

	インフォメーション ソリューション (百万円)	ドキュメント ソリューション (百万円)	合計 (百万円)
平成23年3月31日現在残高	144,731	199,713	344,444
取得額	66,517	184	66,701
その他	17,575	29	17,604
平成24年3月31日現在残高	193,673	199,868	393,541
取得額	681	17,220	17,901
その他	3,619	4,424	805
平成25年3月31日現在残高	190,735	221,512	412,247

その他には、為替換算調整額及び事業買収に係る取得価額の配分の調整が含まれます。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、イメージングソリューションに営業権は計上しておりません。

償却対象であるその他の無形固定資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末		当連結会計年度末	
	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)	取得原価 (百万円)	償却累計額 (百万円)
技術関連	47,856	22,250	75,912	24,958
顧客関連	19,485	10,253	37,255	13,547
その他	7,928	4,023	15,895	4,795
合計	75,269	36,526	129,062	43,300

その他の無形固定資産の償却費は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ6,745百万円及び8,401百万円であります。

償却対象でないその他の無形固定資産は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ともに重要性はありません。

償却対象であるその他の無形固定資産の今後5年間における見積償却費は、次のとおりであります。
(百万円)

平成25年度	9,976
平成26年度	9,003
平成27年度	7,892
平成28年度	7,232
平成29年度	6,613

8 短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における短期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行借入金	24,920	20,566
コマーシャル・ペーパー	33,000	14,000
1年以内返済の社債及び長期借入金	120,616	6,114
合計	178,536	40,680

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における銀行借入金及びコマーシャル・ペーパーの加重平均利率は、それぞれ0.93%及び1.27%であります。短期借入金は無担保であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における長期の社債及び借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
銀行及び保険会社等からの無担保借入金		
前連結会計年度：返済期限 平成24年度～平成28年度 年利率0.5100%～8.3400%		
当連結会計年度：返済期限 平成26年度～平成34年度 年利率0.3300%～8.3400%	24,929	141,570
無担保転換社債型新株予約権付社債(ユーロ円建)		
返済期限 平成24年度 年利率LIBOR-0.3000%	51,586	-
返済期限 平成24年度 年利率0.75000%	52,400	-
無担保社債(円建)		
返済期限 平成25年度 年利率1.4600%	5,000	5,000
返済期限 平成26年度 年利率3.7500%	833	22
返済期限 平成29年度 年利率0.3280%	-	40,000
返済期限 平成29年度 年利率0.3300%	-	60,000
返済期限 平成31年度 年利率0.5150%	-	30,000
返済期限 平成34年度 年利率0.8820%	-	40,000
その他	6,202	7,114
	140,950	323,706
控除：1年以内に返済期限が到来する金額	120,616	6,114
差引計	20,334	317,592

長期の社債及び借入金の今後5年間における年度別返済予定額は次のとおりであります。

	(百万円)
平成25年度	6,114
平成26年度	5,103
平成27年度	2,599
平成28年度	5,828
平成29年度	100,166

科学技術振興機構からの借入金（前連結会計年度末及び当連結会計年度末残高2,500百万円）は、無利息であります。また、一定の条件を満たした場合には返済免除となるため年度別返済予定額からは除いております。

特定の銀行借入金については一般的な約定として、銀行の要求により現在及び将来の借入に対する担保の差入又は保証人の設定を行うこと、また、銀行は返済期日の到来した借入金又は約定不履行となった場合は全ての借入金と銀行預金を相殺する権利を有することを約しております。銀行以外の一部の貸主との長期約定においても、その要求により、担保を追加することを約しております。

当社は、平成18年4月5日に変動利付の2013年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2013年満期A号」と記述します。）50,000百万円及び固定利付の2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2013年満期B号」と記述します。）50,000百万円を私募にて発行いたしました。

2013年満期A号及び2013年満期B号の新株予約権の行使期間は平成18年4月5日から平成25年3月28日までであり、社債の満期日は平成25年3月31日であります。2013年満期A号及び2013年満期B号は、付された新株予約権の行使期間が満了し、社債の満期償還を行いました。

9 退職給付制度

当社の国内子会社の従業員の大部分は、退職にあたり会社への貢献度をより反映したポイント制を基礎に算出される退職一時金又は年金の受給資格を有します。

当社の国内子会社の大部分は、確定給付企業年金制度を有しており、関連する年金資産は信託銀行や保険会社により管理されております。また、確定拠出型退職給付制度も有しております。確定給付年金については、将来の支給額に見合う資金を確保できるように年金数理計算に基づいて算定された拠出金を積み立てております。

前連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の清算及び縮小が発生しております。この清算及び縮小に伴い2,239百万円を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の清算及び縮小に伴い、退職給付債務が3,135百万円減少し、年金資産が923百万円減少しております。また、当社の一部の国内子会社で制度改訂が行われ退職給付債務が1,261百万円減少しております。

当連結会計年度において、当社の一部の子会社で、退職給付制度の清算及び縮小が発生しております。この清算及び縮小に伴い63百万円を退職給付費用に含めて処理しております。また、この退職給付制度の清算及び縮小に伴い、退職給付債務が2,538百万円減少し、年金資産が1,454百万円減少しております。

一部の海外子会社は、実質的にすべての従業員を対象とし、確定拠出型退職給付制度を中心に各種の退職給付制度を有しております。この制度では従業員の年間給与の一定割合に相当する金額を毎年積み立てております。

前連結会計年度及び当連結会計年度の確定拠出型退職給付制度に関する退職給付費用計上額はそれぞれ7,035百万円及び7,698百万円であります。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付費用の内訳：		
勤務費用	19,954	20,822
利息費用	14,591	13,847
期待運用収益	18,292	17,470
数理計算上の差異の償却額	6,441	8,680
過去勤務債務の償却額	2,716	2,402
制度清算及び縮小による損失	2,239	63
退職給付費用	22,217	23,540

前連結会計年度及び当連結会計年度における、その他の包括利益(損失)累積額における、年金資産と予想給付債務のその他の変化は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
年金数理上の損失(利益)の当期発生額	36,268	13,570
数理計算上の差異の償却額	6,441	8,680
制度改訂による過去勤務債務の発生額	1,261	-
過去勤務債務の償却額	2,716	2,402
制度清算及び縮小による損失	2,240	63
合計	29,042	7,229

その他の包括利益(損失)累積額に含まれている金額のうち、平成25年度における数理計算上の差異及び過去勤務債務の償却予定額はそれぞれ次のとおりであります。

	(百万円)
数理計算上の差異の償却予定額	9,659
過去勤務債務の償却予定額	2,409

退職給付制度の財務状況

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度及び当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の公正価値の期首残高と期末残高との調整と積立状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
退職給付債務の変動：		
退職給付債務期首残高	621,266	651,181
勤務費用	19,954	20,822
利息費用	14,591	13,847
従業員拠出	483	364
退職給付制度改訂	1,261	-
数理計算上の差異	28,873	44,613
企業買収による増加	-	454
給付額	25,828	25,600
確定拠出年金制度移行による減少	2,436	-
制度清算及び縮小による減少	3,135	2,538
為替換算による変動額	1,326	11,116
退職給付債務期末残高	651,181	714,259
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	546,789	571,193
実際運用収益	10,897	48,513
企業買収による増加	-	284
事業主拠出	42,170	35,789
従業員拠出	483	365
給付額	24,400	24,360
確定拠出年金制度移行による減少	2,435	-
制度清算及び縮小による減少	923	1,454
為替換算による変動額	1,388	10,915
年金資産の公正価値期末残高	571,193	641,245
積立状況	79,988	73,014

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
前払年金費用	6,252	9,266
未払費用	1,124	1,283
退職給付引当金	85,116	80,997
純認識額	79,988	73,014

確定給付型退職給付制度の前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるその他の包括利益(損失)累積額の認識額は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
数理計算上の差異	205,161	210,374
過去勤務債務	22,830	20,720
合計	182,331	189,654

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の確定給付型退職給付制度の累積給付債務は、それぞれ641,146百万円及び704,612百万円であります。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、予測給付債務が年金資産を超過する年金制度の予測給付債務及び年金資産の公正価値、また、累積給付債務が年金資産を超過する年金制度の累積給付債務、年金資産の公正価値は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
予測給付債務が年金資産を上回る制度：		
予測給付債務	609,236	643,852
年金資産の公正価値	522,986	562,655
累積給付債務が年金資産を上回る制度：		
累積給付債務	584,262	638,866
年金資産の公正価値	503,790	562,627

基礎率

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、退職給付債務の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付債務の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度末	当連結会計年度末
割引率	2.11%	1.67%

前連結会計年度及び当連結会計年度における、退職給付費用の計算のために用いられた基礎率(加重平均)は次のとおりであります。なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末における昇給率については、大部分の退職給付制度で、従業員の給与を基礎としていない制度が採用されており、退職給付費用の計算に与える重要な影響はないため、記載を省略しております。

	前連結会計年度	当連結会計年度
割引率	2.36%	2.11%
年金資産の長期期待収益率	3.28%	2.93%

年金資産の長期期待収益率は、資産カテゴリー別の長期期待運用収益、及びポートフォリオ別の過去の運用実績に基づいて算定しております。

年金資産

当社の年金資産運用については、従業員に対する年金給付や一時金給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクの下で、必要とされる総合収益を長期的に確保することを目指しております。

当社の投資方針の基本は、分散投資による効率的なリターンの追求及びリスクの低減にあります。中長期的な観点で最適な資産の組み合わせである基本資産配分を策定し、定期的に検証を行っております。また、策定時の諸条件が変化すると認められる時は、必要に応じて基本資産配分の見直しを行うこととしております。実際の運用においては、短期的な市場環境をも勘案し、予め定められた許容レンジの範囲内で、運用を行っております。

年金資産の目標資産配分割合は、持分証券が20%（国内株式が9%、外国株式が11%）、負債証券が42%（国内債券が32%、外国債券が10%）、生命保険会社が扱う団体年金の一般勘定（以下、「生保一般勘定」と記述します。）が20%、ヘッジファンド及び不動産等のオルタナティブ投資が18%であります。

持分証券は、主に証券取引所に上場されている株式であり、投資対象企業の経営内容、成長性等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、業種等についても適切な分散化を図っております。負債証券は、主に国債、公債、社債であり、格付け、利率、償還日等の発行条件、発行者等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、残存期間、発行者等についても適切な分散化を図っております。合同運用信託は、持分証券及び負債証券と同様な投資方針で行っております。生保一般勘定は、一定の予定利率と元本が保証されており、発行者の格付け等について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図っております。外国銘柄への投資は、投資対象国の政治・経済の安定性、決済システム及び税制等の市場特性を十分調査した上で、投資対象国及び通貨を選定し、分散化を図っております。オルタナティブ投資は、主にヘッジファンド及び不動産であり、伝統的資産への投資リスクに対するヘッジ機能、市場動向に左右されにくい収益源泉の導入等を目的としており、伝統的資産とは異なるリスク及びリターンの特性について十分調査分析を行った上で銘柄を選択するとともに、投資手法及び運用機関についても適切な分散化を図っております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における年金資産の公正価値の階層は次のとおりであります。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記17「公正価値の測定」に記述しております。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(1)	5,306	4,222	-	9,528
持分証券				
国内株式	28,223	-	-	28,223
外国株式	11,826	-	-	11,826
合同運用信託(2)	-	112,074	-	112,074
負債証券				
国債(3)	19,657	1,066	-	20,723
社債(4)	-	10,870	-	10,870
合同運用信託(5)	-	166,920	-	166,920
生保一般勘定	-	127,160	-	127,160
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	-	1,685	-	1,685
債券ファンド(7)	-	3,281	-	3,281
その他ファンド(8)	-	22,433	45,174	67,607
不動産(9)	-	239	11,057	11,296
年金資産合計	65,012	449,950	56,231	571,193

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
現金及び現金同等物並びに 短期貸付金(1)	10,745	3,688	-	14,433
持分証券				
国内株式	28,228	-	-	28,228
外国株式	14,486	195	-	14,681
合同運用信託(2)	-	124,722	-	124,722
負債証券				
国債(3)	18,536	1,242	-	19,778
社債(4)	-	9,887	-	9,887
合同運用信託(5)	-	197,881	-	197,881
生保一般勘定	-	133,941	-	133,941
オルタナティブ投資				
株式ファンド(6)	-	1,765	-	1,765
債券ファンド(7)	-	3,282	-	3,282
その他ファンド(8)	-	22,090	58,826	80,916
不動産(9)	-	299	11,432	11,731
年金資産合計	71,995	498,992	70,258	641,245

- (1) 短期貸付金は、合同運用信託の貸付金口にて保有している銀行勘定貸、譲渡性預金及びコールローンを含んでおり、レベル2に分類しております。
- (2) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において持分証券の合同運用信託は、それぞれ35%及び32%を国内株式、65%及び68%を外国株式に投資しております。
- (3) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において国債は、それぞれ79%及び74%を日本国債、21%及び26%を外国国債に投資しております。
- (4) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において社債は、それぞれ24%及び10%を国内社債、76%及び90%を外国社債に投資しております。
- (5) 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において負債証券の合同運用信託は、それぞれ65%及び60%を日本国債、政府機関債及び地方債、25%及び27%を外国国債、9%及び8%を国内社債、1%及び5%を外国社債に投資しております。
- (6) 株式ファンドは、主に国内株式及び外国株式を投資対象としたファンドであります。
- (7) 債券ファンドは、主に日本国債、外国国債及び通貨を投資対象としたファンドであります。
- (8) その他ファンドに含まれる資産は、レベル2に分類された、世界各国の株式、債券に投資しているグローバル戦術的資産配分(GTAA)及び上場先物等に投資しているマネージド・フューチャーズであり、また、レベル3に分類された、様々な商品及び手法のヘッジファンドを組み合わせることで分散投資を図っているファンド・オブ・ヘッジファンズであります。
- (9) 不動産は、主に、安定的な賃料収入及び売却収入によるキャピタルゲインの獲得を目的とした国内の不動産ファンドであります。

レベル1に含まれる資産は、主に現金及び現金同等物、国債、上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産は、主に政府機関債、地方債、社債、持分証券及び負債証券の合同運用信託、生保一般勘定、一部のオルタナティブ投資であります。政府機関債、地方債及び社債は、活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。合同運用信託及び一部のオルタナティブ投資は、金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しております。生保一般勘定は、転換価格で評価しております。レベル3に含まれる資産は、主にヘッジファンド、不動産等のオルタナティブ投資であり、評価手法に対する重要な観察不能なインプットを用いて評価しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるレベル3に分類された資産の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度				
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資					
その他ファンド	32,177	611	13,635	27	45,174
不動産	11,761	46	753	3	11,057
合計	43,938	565	12,882	24	56,231

	当連結会計年度				
	期首残高 (百万円)	期末保有資産の 実際運用収益 (百万円)	購入/売却 (百万円)	為替換算 による変動額 (百万円)	期末残高 (百万円)
オルタナティブ投資					
その他ファンド	45,174	3,249	9,434	969	58,826
不動産	11,057	776	960	191	11,432
合計	56,231	2,473	10,394	1,160	70,258

抛出予想額

平成25年度における確定給付型退職給付制度への抛出予想額は、約34,129百万円であります。

予測将来給付額

予測将来給付額は、次のとおりであります。

	(百万円)
平成25年度	30,071
平成26年度	27,167
平成27年度	28,628
平成28年度	28,259
平成29年度	30,232
平成30年度～平成34年度	164,527

10 法人税等

当社及び国内子会社に適用される法人税等は、法人税、住民税及び事業税を含んでおり、前連結会計年度における法定税率は40.6%であり、当連結会計年度における法定税率は38.0%であります。

平成23年11月30日に、日本の税制を改正する法律が成立しました。この改正により、法定実効税率が、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度においては38.0%に、平成27年4月1日以降開始する事業年度においては35.6%に減少することになりました。この結果、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消または実現すると予測される繰延税金資産及び負債に適用される法定税率は38.0%に、平成27年4月1日以降は35.6%に減少しております。この税率変更による繰延税金資産及び負債の調整額は前連結会計年度において、5,793百万円であり、連結損益計算書上「法人税等調整額」に計上しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における法定税率と実効税率の調整は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (%)	当連結会計年度 (%)
法定税率	40.6	38.0
税率増加・減少()要因		
税務上損金に算入されない費用	0.7	1.7
海外税率差異	4.9	4.3
未分配利益の繰延税金負債	1.8	1.4
研究開発減税	3.4	0.7
評価性引当金増減	5.6	2.4
移転価格税制事前確認の合意による影響	-	3.3
日本の法人税率変更による影響	6.6	-
その他	1.5	2.3
実効税率	33.7	37.5

前連結会計年度及び当連結会計年度における納税地域ごとの税金等調整前当期純利益の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
税金等調整前当期純利益		
国内	54,345	79,183
海外	34,842	40,003
合計	89,187	119,186

前連結会計年度及び当連結会計年度における法人税等の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
法人税・住民税及び事業税		
国内	12,416	9,837
海外	10,438	16,542
法人税・住民税及び事業税合計	22,854	26,379
法人税等調整額		
国内	8,791	18,280
海外	1,614	77
法人税等調整額合計	7,177	18,357
合計	30,031	44,736

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における繰延税金資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産		
棚卸資産	37,610	37,518
減価償却費	30,103	31,154
未払費用	36,525	35,307
退職給付引当金	1,044	1,341
年金負債調整額	60,031	67,149
未払事業税	601	1,384
税務上の繰越欠損金	61,126	48,654
投資有価証券評価損	14,006	15,689
貸倒引当金	4,518	7,851
その他	29,497	33,933
	275,061	279,980
控除：評価性引当金	47,732	53,954
繰延税金資産合計	227,329	226,026
繰延税金負債		
減価償却費	2,345	2,369
リース	9,112	10,597
未分配利益の税効果	11,306	13,650
売却可能有価証券の未実現利益	6,126	12,025
営業権	12,571	12,536
退職給付引当金	37,484	43,618
その他の無形固定資産	10,336	24,930
その他	7,138	11,339
	96,418	131,064
繰延税金負債合計	96,418	131,064
繰延税金資産純額	130,911	94,962

評価性引当金は、主として税務上の繰越欠損金を有する子会社の繰延税金資産に対するものであり、前連結会計年度においては1,578百万円減少し、当連結会計年度においては6,222百万円増加しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表に計上されている繰延税金資産及び負債は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
繰延税金資産(流動資産)	92,493	85,519
繰延税金資産(その他の資産)	74,425	46,509
その他の流動負債	133	285
繰延税金負債(固定負債)	35,874	36,781
繰延税金資産純額	130,911	94,962

当連結会計年度末における税務上の繰越欠損金は133,967百万円であり、うち43,016百万円は繰越期限がなく、83,180百万円は平成33年度までに繰越期限が到来し、残りの部分については、最長では平成44年度までに繰越期限が到来します。これらの繰越欠損金は子会社で将来発生する課税所得と相殺できるものであります。

当社は、海外子会社で発生した未分配利益の一部について、将来にわたって再投資されることから、これに対応する繰延税金負債を認識しておりません。これらの未分配利益については、配当金又は株式の売却等によって未分配利益が回収されると見込まれた時点で、繰延税金負債を認識することとなります。当連結会計年度末においてこれらの海外子会社の未分配利益に対応する繰延税金負債の金額には重要性がありません。

当社は、国内子会社で発生した未分配利益については、日本の税法により国内子会社からの配当金が無税であるため、繰延税金負債を計上しておりません。

当社は税務当局による調査において50%超の可能性をもって税務ベネフィットが認められる場合にその影響額を認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、未認識税務ベネフィット残高及び増減に重要性はありません。平成25年3月31日現在における、連結貸借対照表上の未払利息及び課徴金、及び連結損益計算書上の法人税等に含まれる利息及び課徴金の金額には重要性がありません。

当社は日本国内の主要な会社においては、平成23年度以前の事業年度について税務当局による通常の税務調査が終了しております。現時点においては、近い将来に当社が移転価格税制に関する税務調査を受ける明確な兆候はありませんが、平成18年度以降の事業年度について税務当局は移転価格税制に関する税務調査を実施する権限があります。

また、海外地域の主要な会社においては、平成21年度以前の事業年度について税務調査が終了しております。

11 純資産の部

日本の会社法では、剰余金の配当に十分の一を乗じた額を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとされています。但し、資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の四分の一相当額を超える場合には、その超過分については、株主総会の決議により処分可能となっております。

会社法上の剰余金は日本の会計基準に従って作成された会社の個別財務諸表に基づいております。当連結会計年度末における会社法上の分配可能額は、1,409,390百万円となっております。

当連結会計年度に対応する剰余金の配当額は、平成25年6月27日開催の第117回定時株主総会において承認を受けた剰余金の配当額を含めて連結財務諸表に反映しております。

買収防衛策

当社は、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を策定（以下、「本プラン」と記述します。）しておりましたが、本プランは平成25年6月27日開催の第117回定時株主総会の終結をもって有効期間が満了し、廃止となりました。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者から当社に対し事前に情報提供を求める等、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主意思確認総会において、本プランの発動を行わない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により新株予約権を割り当てます。かかる新株予約権には、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役、社外監査役又は有識者のみから構成される第三者委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、第三者委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等、所定の発動事由の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する当社株主の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜当社株主に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

新株予約権の無償割当てが行われた場合において、株主が新株予約権の行使及び行使価額相当の払込を行わなければ、他の株主による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社が本プランに定める非適格者以外の株主から新株予約権を取得しそれと引換えに当社株式を交付した場合には、非適格者以外の株主の保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。なお、当連結会計年度末においては新株予約権の無償割当てはありません。

12 その他の包括利益(損失)

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における連結貸借対照表上のその他の包括利益(損失)累積額の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
有価証券未実現損益	9,869	27,059
為替換算調整額	145,845	52,620
年金負債調整額	99,470	98,459
デリバティブ未実現損益	46	205
合計	235,400	124,225

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるその他の包括利益(損失)に配分された税効果金額は次のとおりであります。なお、それぞれの金額には非支配持分帰属額を含んでおります。

	前連結会計年度			当連結会計年度		
	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)	税効果 調整前 (百万円)	税効果額 (百万円)	税効果 調整後 (百万円)
有価証券未実現損益						
当期変動額	7,491	3,563	3,928	19,615	4,728	14,887
当期損益への組替額	19,506	7,919	11,587	5,036	1,914	3,122
純変動額	12,015	4,356	7,659	24,651	6,642	18,009
為替換算調整額	16,650	150	16,800	103,416	726	102,690
年金負債調整額						
当期変動額	35,853	9,600	26,253	13,302	9,048	4,254
当期損益への組替額	5,965	2,344	3,621	6,341	2,333	4,008
純変動額	29,888	7,256	22,632	6,961	6,715	246
デリバティブ未実現損益						
当期変動額	871	354	517	1,989	726	1,263
当期損益への組替額	770	313	457	1,575	598	977
純変動額	101	41	60	414	128	286
合計	34,624	2,791	31,833	120,692	525	120,167

13 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当連結会計年度末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で13,787百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が10,597百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は10,567百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から23年であります。これまで、保証債務に関して多額の支払が生じたことはなく、当連結会計年度末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

リース契約

当社は事務所、店舗、倉庫、事務用機器、研究用機器及び従業員用の社宅を賃借しております。

当初の契約期間又は残存する契約期間が1年以上で、解約不能なオペレーティング・リースの当連結会計年度末における未経過リース料の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
平成25年度	14,212
平成26年度	11,514
平成27年度	9,855
平成28年度	6,604
平成29年度	2,128
平成30年度以降	3,581
未経過リース料合計	47,894

前連結会計年度及び当連結会計年度のオペレーティング・リースに係る賃借料は、それぞれ51,961百万円及び52,234百万円であります。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当連結会計年度末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は7,650百万円であります。当連結会計年度末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、4,378百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より1年間であります。当社の製品保証引当金の増減の明細は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	6,525	7,160
期中引当金繰入額	9,735	10,148
期中目的取崩額	9,846	9,833
失効を含むその他増減	746	333
引当金期末残高	7,160	7,808

14 1 株当たり当社株主帰属当期純利益

1 株当たり当社株主帰属当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当社株主帰属当期純利益の計算は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
当社株主帰属当期純利益	43,758	54,266
希薄化効果のある証券：		
2013年満期 A 号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	168	172
2013年満期 B 号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	460	481
潜在株式調整後 当社株主帰属当期純利益	44,386	54,919
	前連結会計年度 (株)	当連結会計年度 (株)
平均発行済株式数	481,698,604	481,715,309
希薄化効果のある証券：		
2013年満期 A 号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,286,564	13,296,457
2013年満期 B 号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	13,286,564	13,296,457
ストックオプション	572,725	856,834
潜在株式調整後発行済株式数	508,844,457	509,165,057
	前連結会計年度 (円)	当連結会計年度 (円)
1 株当たり当社株主帰属当期純利益	90.84	112.65
潜在株式調整後 1 株当たり 当社株主帰属当期純利益	87.23	107.86

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1 株当たり当社株主帰属当期純利益の計算より除いているものの、将来において 1 株当たり当社株主帰属当期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを前連結会計年度末及び当連結会計年度末においてそれぞれ 731,000 株及び 754,100 株有しております。

[次へ](#)

15 スtockオプション制度

当社は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対し、ストックオプションに基づく報酬制度を有しております。

平成19年9月3日に780個の新株予約権を当社取締役及び富士フィルム株式会社取締役5名に（以下「平成19年度第1ノ1回新株予約権」と記述します。）、1,376個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー30名に（以下「平成19年度第1ノ2回新株予約権」と記述します。）、1,706個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人60名に（以下「平成19年度第1ノ3回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成20年10月1日に1,826個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人66名に（以下「平成20年度第2ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成19年度第1ノ1回新株予約権及び平成19年度第1ノ2回新株予約権は権利確定しており、付与日の翌日から11年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成19年度第1ノ3回新株予約権は権利確定しており、平成21年7月28日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で4,976円に設定されました。

平成20年度第2ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成22年8月29日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,981円に設定されました。

平成21年9月1日に、2,553個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員及びフェロー33名に（以下「平成21年度第3ノ1回新株予約権」と記述します。）、1,816個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人65名に（以下「平成21年度第3ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。また、平成23年1月31日に、2,778個の新株予約権を当社取締役及び執行役員、並びに富士フィルム株式会社執行役員及びフェロー36名に（以下「平成22年度第4ノ1回新株予約権」と記述します。）、1,962個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社執行役員、フェロー及び重要な使用人69名に（以下「平成22年度第4ノ2回新株予約権」と記述します。）付与しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成21年度第3ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、退任日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成21年度第3ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成23年8月1日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,828円に設定されました。

平成22年度第4ノ1回新株予約権は権利確定しております。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、退任日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成22年度第4ノ2回新株予約権は権利確定しており、平成24年12月25日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,965円に設定されました。

平成24年3月2日の取締役会において、3,860個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成24年度第5ノ1回新株予約権」と記述します。）、231個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人71名に（以下「平成24年度第5ノ2回新株予約権」と記述します。）発行することを決議しました。なお、新株予約権1

個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成24年度第5ノ1回新株予約権は平成24年4月2日に付与され、1年間にわたり権利確定します。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、退任日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。報酬費用は付与日より1年間にわたり費用化しております。

平成24年度第5ノ2回新株予約権は平成24年4月2日に付与され、平成26年3月3日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で2,012円に設定されました。報酬費用は付与日より1年間にわたり費用化しております。

平成25年2月26日の取締役会において、3,704個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人67名に（以下「平成25年度第6ノ1回新株予約権」と記述します。）、235個の新株予約権を当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フィルム株式会社取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人72名に（以下「平成25年度第6ノ2回新株予約権」と記述します。）発行することを決議しました。なお、新株予約権1個につき、当社株式100株の購入が可能です。

平成25年度第6ノ1回新株予約権は平成25年4月1日に付与され、1年間にわたり権利確定します。付与日の翌日から30年間の権利行使期間を有しており、退任日の翌日から7年間に限り権利行使できます。1株当たりの権利行使価格は、1円に設定されました。

平成25年度第6ノ2回新株予約権は平成25年4月1日に付与され、平成27年2月27日より権利行使可能であり、権利行使可能日から8年間の権利行使期間を有しております。1株当たりの権利行使価格は、付与日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値、又は付与日の終値のいずれか高い金額との条件で1,842円に設定されました。

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結損益計算書において、販売費及び一般管理費に計上された報酬費用は、それぞれ743百万円及び739百万円であり、ブラック・ショールズ・プライシング・モデルにより求めた公正価値に基づいて測定しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬費用に関する税効果金額は、それぞれ248百万円及び276百万円であります。当連結会計年度末で未認識の報酬費用はありません。当連結会計年度における新株予約権の行使は201個であります。当連結会計年度における付与した新株予約権の公正価値の加重平均は1,806円であり、前連結会計年度及び当連結会計年度における権利確定した新株予約権の公正価値総額は、それぞれ356百万円及び902百万円であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度における新株予約権の状況は次のとおりであります。

前連結会計年度				
	株式数 (株)	加重平均 行使価額 (円)	加重平均 残存契約 期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使	1,464,700	1,700		
行使	22,000	1	-	94
期末現在未行使	1,442,700	1,725	14.5	2,434
期末現在行使可能	1,246,500	1,530	15.6	2,434
当連結会計年度				
	株式数 (株)	加重平均 行使価額 (円)	加重平均 残存契約 期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使	1,442,700	1,725		
付与	409,100	116		
行使	20,100	1	-	77
期末現在未行使	1,831,700	1,385	16.8	3,096
期末現在行使可能	1,808,600	1,377	16.9	3,096

これらの新株予約権の付与日における公正価値は次の前提条件のもとにブラック・ショールズ・プ
ライシング・モデルを用いて見積もられました。

	株価変動性	予想残存期間	予想配当	無リスク利率
平成19年度第1ノ1回新株予約権	25.980%	1年	25円	0.735%
平成19年度第1ノ2回新株予約権	25.980%	1年	25円	0.735%
平成19年度第1ノ3回新株予約権	29.273%	6年	25円	1.285%
平成20年度第2ノ2回新株予約権	28.979%	6年	35円	1.129%
平成21年度第3ノ1回新株予約権	58.623%	1年	30円	0.170%
平成21年度第3ノ2回新株予約権	34.575%	6年	30円	0.738%
平成22年度第4ノ1回新株予約権	23.274%	1年	27.5円	0.145%
平成22年度第4ノ2回新株予約権	34.205%	6年	27.5円	0.584%
平成24年度第5ノ1回新株予約権	28.548%	1年	32.5円	0.105%
平成24年度第5ノ2回新株予約権	38.826%	6年	32.5円	0.459%

株価変動性は、当社の新株予約権の予想残存期間に対応した直近期間における過去の株価実績に基づき計算しております。予想残存期間は、平成19年度第1ノ1回、平成19年度第1ノ2回、平成21年度第3ノ1回、平成22年度第4ノ1回及び平成24年度第5ノ1回については、当社及び富士フィルム株式会社の取締役及び執行役員任期を勘案し最短の1年を予想し、平成19年度第1ノ3回、平成20年度第2ノ2回、平成21年度第3ノ2回、平成22年度第4ノ2回及び平成24年度第5ノ2回については、過去の行使実績がないため付与日から、権利行使期間の中間点までの年数である6年を予想しております。

16 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場、市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び連結財務諸表に与える影響であります。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての取引先及び関係会社との輸入仕入や輸出売上及び関連する外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約を結んでおります。円の価値が外貨(主として米ドル)に対して下落した場合に、将来の外貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外貨に対して上昇した場合には、将来の外貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

当社は借入債務に係る金利変動リスクを軽減するために金利スワップを結んでおります。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果調整後の金額で連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。ヘッジとして有効でない又はヘッジの有効性評価から除外されたデリバティブ又はその一部に関する損益が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

当連結会計年度末において、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現損失79百万円(税効果調整前)をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

一部の子会社は外貨建ての予定取引や外貨建債権債務に関する外貨の変動リスクを軽減するために外国為替予約及び通貨スワップ契約を結んでおります。また、変動利付債務に関する金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ契約を結んでおり、外貨建貸付債権に関する金利の変動リスク及び外貨の変動リスクを軽減するために通貨金利スワップ契約を結んでおります。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、これらデリバティブの公正価値の変動額については、ただちに当期損益として認識されます。

デリバティブ活動の規模

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約の残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
外国為替予約契約(売却)	63,878	76,033
外国為替予約契約(購入)	44,261	55,727
通貨スワップ契約	27,561	37,965
通貨金利スワップ契約	18,861	20,166
金利スワップ契約	15,459	138,750

連結財務諸表に与える影響

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブに関する連結貸借対照表上の表示科目及び公正価値は次のとおりであります。

デリバティブ資産			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	906	330
金利スワップ	長期リース債権及びその他の長期債権	-	80
合計		906	410
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	前払費用及びその他の流動資産	92	280
通貨スワップ	前払費用及びその他の流動資産	227	104
金利スワップ	前払費用及びその他の流動資産	5	-
合計		324	384
デリバティブ資産合計		1,230	794
デリバティブ負債			
貸借対照表科目	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	
ヘッジ商品に指定されている			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	1,930	1,539
外国為替予約	預り保証金及びその他の固定負債	-	475
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	-	344
合計		1,930	2,358
ヘッジ商品に指定されていない			
デリバティブ商品			
外国為替予約	その他の流動負債	305	21
外国為替予約	預り保証金及びその他の固定負債	80	209
通貨スワップ	その他の流動負債	786	621
通貨スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	78	6,272
通貨金利スワップ	その他の流動負債	258	2,580
通貨金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	621	916
金利スワップ	その他の流動負債	30	7
金利スワップ	預り保証金及びその他の固定負債	284	299
合計		2,442	10,925
デリバティブ負債合計		4,372	13,283

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるデリバティブに関する連結損益計算書上の表示科目及び計上金額は次のとおりであります。

キャッシュ・フローヘッジ	前連結会計年度	
	その他の包括利益 (損失)累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失)累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)
	(百万円)	損益計算書科目 為替差損益・純額
外国為替予約	871	770
合計	871	770

ヘッジ指定されていない デリバティブ	前連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	39
通貨スワップ	為替差損益・純額	364
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	706
金利スワップ	その他損益・純額	6
その他	その他損益・純額	208
合計		1,245

キャッシュ・フローヘッジ	当連結会計年度	
	その他の包括利益 (損失)累積額への計上額 (ヘッジ有効部分)	その他の包括利益(損失)累積額から 損益への振替額(ヘッジ有効部分)
	(百万円)	損益計算書科目 為替差損益・純額
外国為替予約	1,664	1,575
金利スワップ	264	-
その他	61	-
合計	1,989	1,575

ヘッジ指定されていない デリバティブ	当連結会計年度	
	損益計算書科目	(百万円)
外国為替予約	為替差損益・純額	805
通貨スワップ	為替差損益・純額	5,687
通貨金利スワップ	為替差損益・純額	2,086
金利スワップ	その他損益・純額	39
合計		8,539

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権については、大口顧客に対する営業債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・有価証券、投資有価証券：
活発な市場のある国債、株式及び公募投資信託等の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券及び私募投資信託等については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。
- ・預り保証金：
変動金利の金融商品であるため公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額(1年以内償還・返済予定分を含む)は、前連結会計年度末において、それぞれ37,048百万円及び36,964百万円であり、当連結会計年度末において、それぞれ325,186百万円及び323,706百万円であります。

前連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
社債及び長期借入金	13,883	23,165	-	37,048

当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル2に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、注記17「公正価値の測定」に記述しております。

- ・デリバティブ：
外国為替予約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ1,230百万円及び794百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ4,372百万円及び13,283百万円であります。

17 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の3つのレベルに区分することを規定しております。

レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格

レベル2：レベル1に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル3：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、現金同等物、有価証券、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

	前連結会計年度末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	48,707	-	48,707
有価証券				
国債	5,014	-	-	5,014
社債	-	6,385	-	6,385
投資有価証券				
国債及び外国政府債	1,685	224	-	1,909
社債	-	9,985	-	9,985
株式	70,936	-	-	70,936
投資信託	15,495	8,366	-	23,861
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	998	-	998
通貨スワップ	-	227	-	227
金利スワップ	-	5	-	5
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	2,235	-	2,235
通貨スワップ	-	786	-	786
通貨金利スワップ	-	258	-	258
金利スワップ	-	30	-	30
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	80	-	80
通貨スワップ	-	78	-	78
通貨金利スワップ	-	621	-	621
金利スワップ	-	284	-	284

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	-	229,336	-	229,336
有価証券				
社債	-	3,650	-	3,650
投資有価証券				
国債及び外国政府債	23	254	-	277
社債	-	6,099	-	6,099
株式	89,625	-	-	89,625
投資信託	17,909	8,026	-	25,935
短期デリバティブ資産				
外国為替予約	-	610	-	610
通貨スワップ	-	104	-	104
長期デリバティブ資産				
金利スワップ	-	80	-	80
負債				
短期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	1,560	-	1,560
通貨スワップ	-	621	-	621
通貨金利スワップ	-	2,580	-	2,580
金利スワップ	-	7	-	7
長期デリバティブ負債				
外国為替予約	-	684	-	684
通貨スワップ	-	6,272	-	6,272
通貨金利スワップ	-	916	-	916
金利スワップ	-	643	-	643

レベル1に含まれる資産は、主に国債、上場株式及び公募投資信託であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主に譲渡性預金、社債、私募投資信託及びデリバティブであり、譲渡性預金、社債及び私募投資信託については、マーケット・アプローチに基づく活発でない市場における直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度においてレベル3に分類された資産及び負債はありません。

前連結会計年度及び当連結会計年度において当社が非経常的に公正価値で評価している資産及び負債に重要性はありません。

18 金融債権の状況

金融債権及びそれに関する貸倒引当金

金融債権は、債務者の財政状態や支払の延滞状況に応じて一括評価債権と個別評価債権とに分け、前者については過去の貸倒実績に基づいた引当率を、後者については個別の状況に応じた引当率をそれぞれ用いて貸倒引当金を決定しております。債務者の財政状態や支払の延滞状況に関する情報は、四半期ごとに収集しており、これらに基づいて著しい信用リスクにさらされていると判断された金融債権については、個別の状況に応じた貸倒引当金を設定しております。裁判所による決定等によって、回収不能であることが明らかになった金融債権は、その時点で帳簿価額を直接減額しております。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権に関する貸倒引当金の増減の明細及び貸倒引当金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
貸倒引当金期首残高	3,149	3,268
期中取崩額	995	1,134
期中引当金繰入()・戻入額	1,073	7,110
その他増減	41	524
貸倒引当金期末残高	3,268	9,768
内：個別評価	1,905	8,154
内：一括評価	1,363	1,614

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、金融債権の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
金融債権残高	148,415	191,713
内：個別評価	1,906	8,863
内：一括評価	146,509	182,850

当連結会計年度における金融債権の売買の金額に重要性はありません。

期日経過金融債権の年齢分析

当連結会計年度末における、1年以内に決済される営業債権を除く、支払期日を経過している金融債権の内訳は次のとおりであります。_

	当連結会計年度末		
	31日超90日以内 (百万円)	90日超 (百万円)	合計 (百万円)
期日経過金融債権	1,447	2,818	4,265

-

19 事業買収

当社は、米国、欧州、アジアでの販売経路強化及び特定の製品に関する技術開発や事業拡大を目的に、前連結会計年度及び当連結会計年度において、事業買収を行いました。主要な事業買収の対価は現金により行われており、これらの事業買収に係る投資総額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、買収資産に含まれる現金及び現金同等物控除後で、61,013百万円及び31,215百万円であります。これらの事業買収に伴う重要な条件付支払、行使しうるオプション及び未履行の契約はありませんでした。当社は、企業結合に該当するそれぞれの事業買収を基準書805に基づき、取得法で会計処理しております。買収価額のうち取得した純資産の見積公正価値を超過する額は、営業権として計上しております。

当社は、ドキュメント ソリューションでの事業拡大を目的に、平成24年10月10日に豪州のSalmat Limitedの子会社でビジネス・プロセス・アウトソーシング事業を展開するSalmat Document Management Solutions Pty. Limitedとその傘下11社、及びSalmat Asia Limitedの発行済全株式を354百万豪ドルの現金を対価として取得し、連結子会社化しました。取得価額の配分が完了した結果、認識した資産及び引き継いだ負債は以下のとおりです。

	(百万円)
流動資産	4,012
無形固定資産	11,687
営業権	17,220
投資及びその他	5,462
流動負債	4,586
固定負債	5,470
取得した純資産	28,325

取得価額配分の完了に伴う、暫定的な評価結果からの営業権、無形固定資産の調整に重要性はありません。認識した顧客関連の無形固定資産は11,687百万円であり、償却年数は約17年であります。営業権は、ドキュメント ソリューションに配分されており、主として、将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果から構成されております。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。当該事業の経営成績は、個別でも合計でも、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロ FORMA情報は開示しておりません。

また、当社は、平成23年12月15日に携帯型超音波診断装置の米国大手企業SonoSite, Inc.（以下、「ソノサイト社」と記述します。）と、当社がソノサイト社を買収することで合意し、契約を締結しました。この契約に基づき、当社は、当社米国子会社の下に設立された買収目的子会社（SPC）を通じて、ソノサイト社の発行済普通株式に対し1株当たり54米ドルでの株式公開買付けを実施し、平成24年2月15日（米国時間）をもって、公開買付けが成立しました。その後、平成24年3月29日（米国時間）にソノサイト社を存続会社とするSPCとの合併を経て、当社はソノサイト社を完全子会社としました。

当連結会計年度において取得価額の配分が完了し、認識した資産及び引き継いだ負債は以下のとおりです。

	（百万円）
流動資産	20,353
無形固定資産	28,944
営業権	45,428
投資及びその他	1,819
流動負債	19,015
固定負債	11,842
取得した純資産	65,687

取得価額配分の完了により、当連結会計年度において、主に、営業権が19,524百万円減少し、無形固定資産及び繰延税金負債がそれぞれ28,928百万円、11,103百万円増加しております。

認識した技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産はそれぞれ23,430百万円及び5,498百万円であり、償却年数は、それぞれ約11年及び約24年であります。営業権は、インフォメーション ソリューションに配分されており、主として、将来の成長や当社既存事業とのシナジー効果から構成されております。なお、当該営業権については、税務上損金算入することはできません。

買収によって取得した事業の取得日以降の経営成績は、連結損益計算書に含まれております。当該事業の経営成績は、個別でも合計でも、当社の経営成績に重要な影響を与えないため、経営成績に関するプロ FORMA情報は開示しておりません。

20 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージングソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用カラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム機材、ライフサイエンス製品、医薬品、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、オフィスサービス、用紙、消耗品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
イメージングソリューション		
外部顧客に対するもの	322,706	294,817
セグメント間取引	750	698
計	323,456	295,515
インフォメーションソリューション		
外部顧客に対するもの	887,758	907,713
セグメント間取引	1,884	1,780
計	889,642	909,493
ドキュメントソリューション		
外部顧客に対するもの	984,829	1,012,166
セグメント間取引	10,244	11,152
計	995,073	1,023,318
セグメント間取引消去	12,878	13,630
連結合計	2,195,293	2,214,696

b. セグメント損益

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
営業利益(損失)：		
イメージングソリューション	3,981	2,212
インフォメーションソリューション	67,446	74,343
ドキュメントソリューション	81,814	75,884
計	145,279	148,015
全社費用及びセグメント間取引消去	32,331	33,899
連結合計	112,948	114,116
その他損益・純額	23,761	5,070
税金等調整前当期純利益	89,187	119,186

c. 総資産

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
総資産：		
イメージング ソリューション	271,159	265,230
インフォメーション ソリューション	1,324,718	1,394,850
ドキュメント ソリューション	988,424	1,091,015
計	2,584,301	2,751,095
セグメント間取引消去	6,783	5,905
全社資産	162,147	314,406
連結合計	2,739,665	3,059,596

d. その他の主要項目

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
減価償却費：		
イメージング ソリューション	10,825	10,110
インフォメーション ソリューション	76,230	74,976
ドキュメント ソリューション	57,505	53,099
計	144,560	138,185
全社	3,215	3,363
連結合計	147,775	141,548
設備投資額：		
イメージング ソリューション	9,184	5,754
インフォメーション ソリューション	59,869	43,972
ドキュメント ソリューション	19,306	24,778
計	88,359	74,504
全社	2,587	2,156
連結合計	90,946	76,660

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。「c. 総資産」における全社資産は、全社共通の目的で保有している現金及び現金同等物、有価証券等であります。「d. その他の主要項目」における全社は、全社共通の目的で保有している固定資産に係るものであります。また、設備投資額は、各セグメントにおける固定資産購入額を示しております。

(2) 地域別セグメント情報

a. 売上高

前連結会計年度及び当連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)
日本	1,012,685	1,002,385
米州	367,652	393,304
欧州	262,694	250,391
アジア及びその他	552,262	568,616
連結合計	2,195,293	2,214,696

米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

b. 長期性資産

前連結会計年度末及び当連結会計年度末の長期性資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)
日本	432,655	408,834
米州	31,638	34,634
欧州	42,565	43,979
アジア及びその他	47,058	58,685
連結合計	553,916	546,132

米州における長期性資産の大部分は、米国において計上されているものであります。

(3) 主要顧客及びその他情報

前連結会計年度及び当連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションでは非支配持分に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また非支配持分より棚卸資産を購入しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の販売金額はそれぞれ、171,790百万円及び167,515百万円、購入金額はそれぞれ、11,405百万円及び11,798百万円であります。

非支配持分とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前連結会計年度及び当連結会計年度でそれぞれ、12,347百万円及び12,888百万円計上しました。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における当該非支配持分に対する受取債権額はそれぞれ、39,699百万円及び43,230百万円、支払債務額はそれぞれ、4,374百万円及び6,137百万円であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【借入金等明細表】

当該情報は連結財務諸表に対する注記8「短期の社債及び借入金・長期の社債及び借入金」に記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額に重要性が無いため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	518,340	1,061,610	1,611,172	2,214,696
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	13,352	32,982	62,829	119,186
当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,504	10,474	28,848	54,266
1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益金額(円)	5.20	21.74	59.89	112.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社株主帰属四半期純利益金額(円)	5.20	16.55	38.14	52.76

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	734	717
有価証券	19,463	124,411
前渡金	0	5
前払費用	681	630
繰延税金資産	1,053	87
短期貸付金	² 62,505	² 70,320
未収入金	3,648	3,510
未収還付法人税等	9,091	2,200
その他	1	1
流動資産合計	97,179	201,885
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	¹ 1,005	¹ 871
機械及び装置（純額）	¹ 86	¹ 73
車両運搬具（純額）	¹ 0	¹ 0
工具、器具及び備品（純額）	¹ 51	¹ 48
有形固定資産合計	1,142	993
無形固定資産		
ソフトウェア	351	298
その他	25	21
無形固定資産合計	377	320
投資その他の資産		
投資有価証券	38,009	37,130
関係会社株式	1,503,029	1,503,029
関係会社長期貸付金	45,829	96,375
差入保証金	3,281	3,280
長期前払費用	63	27
繰延税金資産	8,860	7,813
その他	430	302
貸倒引当金	8	8
投資その他の資産合計	1,599,495	1,647,950
固定資産合計	1,601,015	1,649,263
資産合計	1,698,195	1,851,148

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 57,000	2 20,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	103,985	-
未払金	4,509	2,450
未払費用	487	867
その他	142	160
流動負債合計	166,125	23,478
固定負債		
社債	-	170,000
長期借入金	-	130,000
退職給付引当金	121	79
役員退職慰労引当金	513	357
固定負債合計	635	300,436
負債合計	166,760	323,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金	63,636	63,636
その他資本剰余金	40	-
資本剰余金合計	63,676	63,636
利益剰余金		
利益準備金	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金	1,473,305	1,473,305
繰越利益剰余金	45,259	38,490
利益剰余金合計	1,528,655	1,521,886
自己株式	102,531	102,046
株主資本合計	1,530,164	1,523,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,822	359
新株予約権	3,092	3,753
純資産合計	1,531,434	1,527,234
負債純資産合計	1,698,195	1,851,148

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益	27,584	17,224
売上総利益	27,584	17,224
販売費及び一般管理費	4,507	4,277
営業利益	23,076	12,946
営業外収益		
受取利息	1,238	1,038
有価証券利息	859	880
関係会社株式売却益	672	-
その他	81	99
営業外収益合計	2,852	2,019
営業外費用		
支払利息	24	301
社債利息	1,059	1,370
投資有価証券売却損	484	-
投資有価証券評価損	2,342	-
為替差損	10	-
社債発行費	-	354
支払手数料	-	247
その他	14	47
営業外費用合計	3,935	2,321
経常利益	21,993	12,644
税引前当期純利益	21,993	12,644
法人税、住民税及び事業税	933	23
法人税等調整額	588	1,200
法人税等合計	345	1,224
当期純利益	22,338	11,420

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	40,363	40,363
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	40,363	40,363
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	63,636	63,636
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	63,636	63,636
その他資本剰余金		
当期首残高	16	40
当期変動額		
自己株式の処分	24	166
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	125
当期変動額合計	24	40
当期末残高	40	-
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	10,090	10,090
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,090	10,090
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,473,305	1,473,305
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,473,305	1,473,305
繰越利益剰余金		
当期首残高	38,576	45,259
当期変動額		
剰余金の配当	15,655	18,064
当期純利益	22,338	11,420
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	125
当期変動額合計	6,683	6,769
当期末残高	45,259	38,490

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	102,594	102,531
当期変動額		
自己株式の取得	7	6
自己株式の処分	70	491
当期変動額合計	62	485
当期末残高	102,531	102,046
株主資本合計		
当期首残高	1,523,394	1,530,164
当期変動額		
剰余金の配当	15,655	18,064
当期純利益	22,338	11,420
自己株式の取得	7	6
自己株式の処分	94	324
当期変動額合計	6,770	6,325
当期末残高	1,530,164	1,523,839
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,767	1,822
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	945	1,463
当期変動額合計	945	1,463
当期末残高	1,822	359
新株予約権		
当期首残高	2,441	3,092
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	650	661
当期変動額合計	650	661
当期末残高	3,092	3,753
純資産合計		
当期首残高	1,523,069	1,531,434
当期変動額		
剰余金の配当	15,655	18,064
当期純利益	22,338	11,420
自己株式の取得	7	6
自己株式の処分	94	324
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,595	2,124
当期変動額合計	8,365	4,200
当期末残高	1,531,434	1,527,234

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

執行役員の退職給付に備えるため、執行役員の内規に基づく当期末要支給額が残高となるよう計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に充てるため、役員の内規及び第113回定時株主総会決議に基づき、当期末要支給額が残高となるよう計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...長期借入金

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「借入債務に係る金利変動リスク管理規程」に基づき、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

前事業年度ならびに当事業年度における有形固定資産の減価償却累計額は、それぞれ1,431百万円及び1,594百万円であります。

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
短期貸付金	60,506百万円	28,329百万円
流動負債		
短期借入金	57,000	20,000

(損益計算書関係)

1 一般管理費の主な費目及び金額は次のとおりであります。販売費に該当するものは、ありません。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
給料手当及び賞与	2,093百万円	2,077百万円
建物管理費	457	443
株式報酬費用	743	353
減価償却費	224	188
役員報酬	310	318
監査報酬	186	234
株式事務費	205	257

2 関係会社に係る主な取引は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
営業収益	27,584百万円	17,224百万円
一般管理費	2,006	2,087
受取利息	1,234	1,028

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,939,343	3,451	22,507	32,920,287

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,451株の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買取りによる増加 3,451株

2 普通株式の自己株式の株式数の減少22,507株の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買増しによる減少 507株

(2) 新株予約権の権利行使による減少 22,000株

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	32,920,287	3,761	157,708	32,766,340

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,761株の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買取りによる増加 3,761株

2 普通株式の自己株式の株式数の減少157,708株の内訳は、次のとおりであります。

(1) 単元未満株式の買増しによる減少 120株

(2) 新株予約権の権利行使による減少 20,100株

(3) 株式交換時の交付使用による減少 137,488株

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,503,029百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,503,029百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
繰延税金資産		
新設分割設立会社の株式に係る一時差異	7,294百万円	7,294百万円
有価証券評価差額	1,011	198
その他	1,608	408
繰延税金資産合計	9,914	7,900

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	52.3	38.5
評価性引当額の増加額	-	9.7
税率変更による期末繰延税金資産の税額修正	5.4	-
その他	4.6	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.6	9.7

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	3,172.77円	3,161.67円
1株当たり当期純利益金額	46.37円	23.71円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	45.23円	23.37円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	22,338	11,420
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	22,338	11,420
普通株式の期中平均株式数 (千株)	481,698	481,715
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (社債利息(税額相当額控除後)) (百万円)	682	172
普通株式増加数 (新株予約権付社債) (新株予約権) (千株)	26,573 720	13,296 1,091
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1ノ3回新株予約権 (株式の数 170,600株) 第2ノ2回新株予約権 (株式の数 182,600株) 第3ノ2回新株予約権 (株式の数 181,600株) 第4ノ2回新株予約権 (株式の数 196,200株) 第4ノ2回新株予約権 (株式の数 23,100株) 詳細は「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおりで あります。	第1ノ3回新株予約権 (株式の数 170,600株) 第2ノ2回新株予約権 (株式の数 182,600株) 第3ノ2回新株予約権 (株式の数 181,600株) 第4ノ2回新株予約権 (株式の数 196,200株) 第5ノ2回新株予約権 (株式の数 23,100株) 富士写真フィルム株式会社2013 年満期B号ユーロ円建転換社債 型新株予約権付社債 (額面 50,000百万円) 詳細は「第4提出会社の状況1 株式等の状況(2)新株予約権 等の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
円建外債	3,000	3,015
コマーシャルペーパー	10,000	9,996
(投資有価証券)		
その他有価証券		
円建外債	11,000	11,196
計	24,000	24,207

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額(百万円)
(有価証券)		
その他有価証券		
譲渡性預金		91,400
金銭信託		20,000
(投資有価証券)		
その他有価証券		
投資信託受益証券		25,934
計		137,334

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,028	0	-	2,029	1,157	134	871
機械及び装置	211	-	-	211	138	13	73
車両運搬具	0	-	-	0	0	0	0
工具、器具及び備品	333	12	-	346	297	15	48
有形固定資産計	2,574	13	-	2,587	1,594	162	993
無形固定資産							
ソフトウェア	1,059	2	38	1,023	724	21	298
その他	32	-	-	32	10	4	21
無形固定資産計	1,091	2	38	1,055	735	25	320
長期前払費用	179	-	0	178	151	35	27

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	8	8	-	8	8
役員退職慰労引当金	513	-	156	-	357

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権にかかる貸倒見積高の洗替処理による取崩しであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成25年3月31日現在における主な資産及び負債の内容

流動資産

現金及び預金

種類	金額(百万円)
現金	-
預金	
当座預金	464
普通預金	238
別段預金	15
合計	717

固定資産

関係会社株式

関係会社	金額(百万円)
富士フィルム(株)	1,197,079
富士ゼロックス(株)	170,000
富士フィルムビジネスエキスパート(株)	127
富山化学工業(株)	135,772
富士フィルム知財情報リサーチ(株)	50
合計	1,503,029

投資その他の資産

関係会社長期貸付金

関係会社	金額(百万円)
富士ゼロックス(株)	96,375
合計	96,375

固定負債

社債

銘柄	金額(百万円)
第1回私募無担保社債	40,000
第1回公募無担保社債	60,000
第2回公募無担保社債	30,000
第3回公募無担保社債	40,000
合計	170,000

長期借入金

取引先	金額(百万円)
シンジケートローン (注1)	60,000
シンジケートローン (注2)	70,000
合計	130,000

(注1) シンジケートローンは、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行を主幹事とする41社の
協調融資によるものです。

(注2) シンジケートローンは、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行を主幹事とする41社の
協調融資によるものです。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで			
定時株主総会	6月中			
基準日	3月31日			
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日			
1単元の株式数	100株			
単元未満株式の買取り・買増し				
取扱場所	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部			
株主名簿管理人	(特別口座)東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社			
取次所	-			
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料額として別途定める金額			
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.fujifilmholdings.com			
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主に対し、保有株式数に応じて以下のとおり自社製品、商品優待割引等を進呈いたします。			
	対象株主		優待内容	
	保有年数	保有株式数	基準日	
株主に対する特典	制限なし	100株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品サンプルセット 当社グループヘルスケア商品優待割引
			9月30日	当社グループヘルスケア商品優待割引
	3年以上	500株以上	3月31日	当社グループヘルスケア商品 当社グループ主催イベント招待
			9月30日	当社グループフォトブック作成クーポン券
			3月31日	当社グループ主催株主限定イベント招待
		2,000株以上	3月31日	当社グループ主催株主限定イベント招待

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第116期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)平成24年6月29日
関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類
平成24年11月14日関東財務局長に提出
- (4) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類
平成24年11月27日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
第117期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)平成24年8月14日関東財務局長に提出
第117期第2四半期(自平成24年7月1日 至平成24年9月30日)平成24年11月14日関東財務局長に提出
第117期第3四半期(自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)平成25年2月14日関東財務局長に提出
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月26日関東財務局長に提出
- (7) 臨時報告書の訂正報告書
平成25年2月26日提出の臨時報告書に係る訂正報告書
平成25年4月2日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書(参照方式)及びその添付書類
平成25年1月29日関東財務局長に提出
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書(参照方式)
平成25年1月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書
平成25年2月14日関東財務局長に提出
平成25年2月26日関東財務局長に提出

(10) 訂正発行登録書

平成24年11月14日に提出した発行登録書の訂正発行登録書

平成25年2月14日関東財務局長に提出

平成25年2月26日関東財務局長に提出

平成25年4月2日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 橋 陽 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 辻 雅 樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表に対する注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士フィルムホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富士フィルムホールディングス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰 則

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室 橋 陽 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 内 基 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 辻 雅 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第117期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。